

第Ⅱ部 各論

1. 幼児教育の質の向上について 関連

48

幼児教育・保育の無償化の概要

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

49

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
 - ・市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徵収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
 - ・都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
 - ・5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

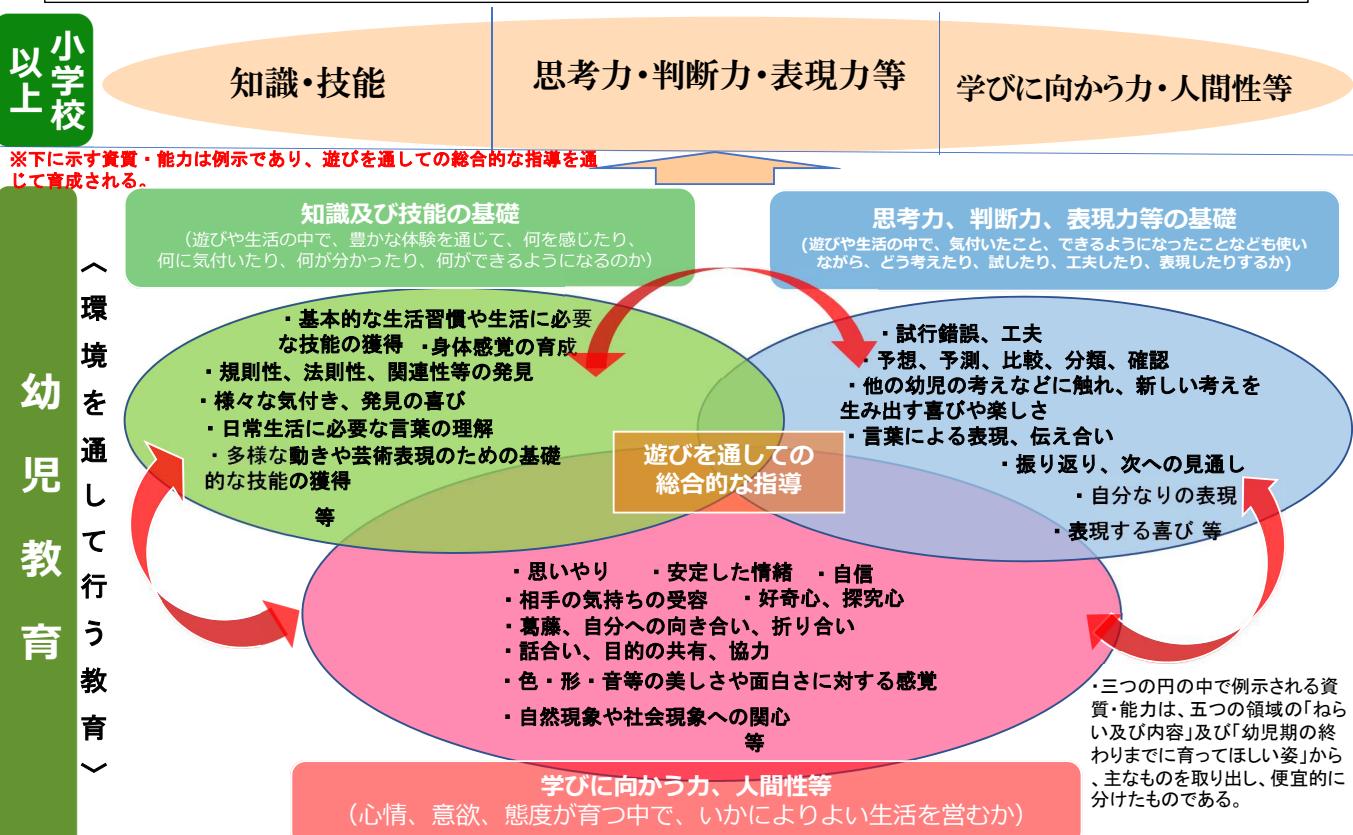
5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

50

幼稚園教育要領の改訂(平成29年3月告示)①

幼児教育において育みたい資質・能力の整理

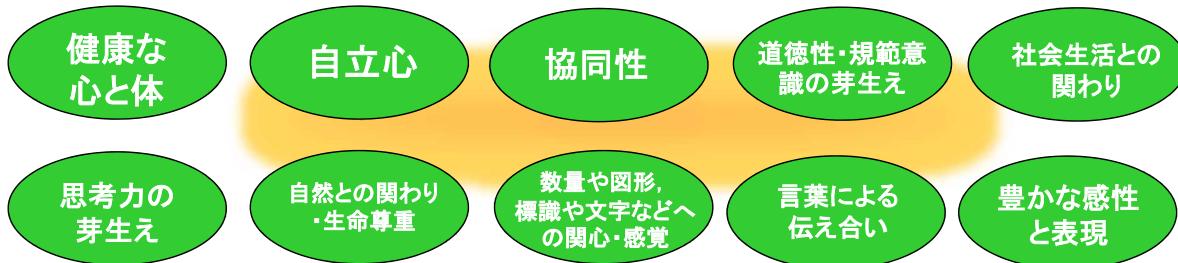


51

幼稚園教育要領の改訂(平成29年3月告示)②

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 5領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。



- 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくり必要^な援助を行つたりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

- 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

52

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について 関連

53

小学校における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書写を除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

*1 ここで教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。

*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)。

- ・教員の得意分野を生かして実施するもの。

- (例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。

- ・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。

- (例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。

- ・非常勤講師が実施するもの。

- (例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。

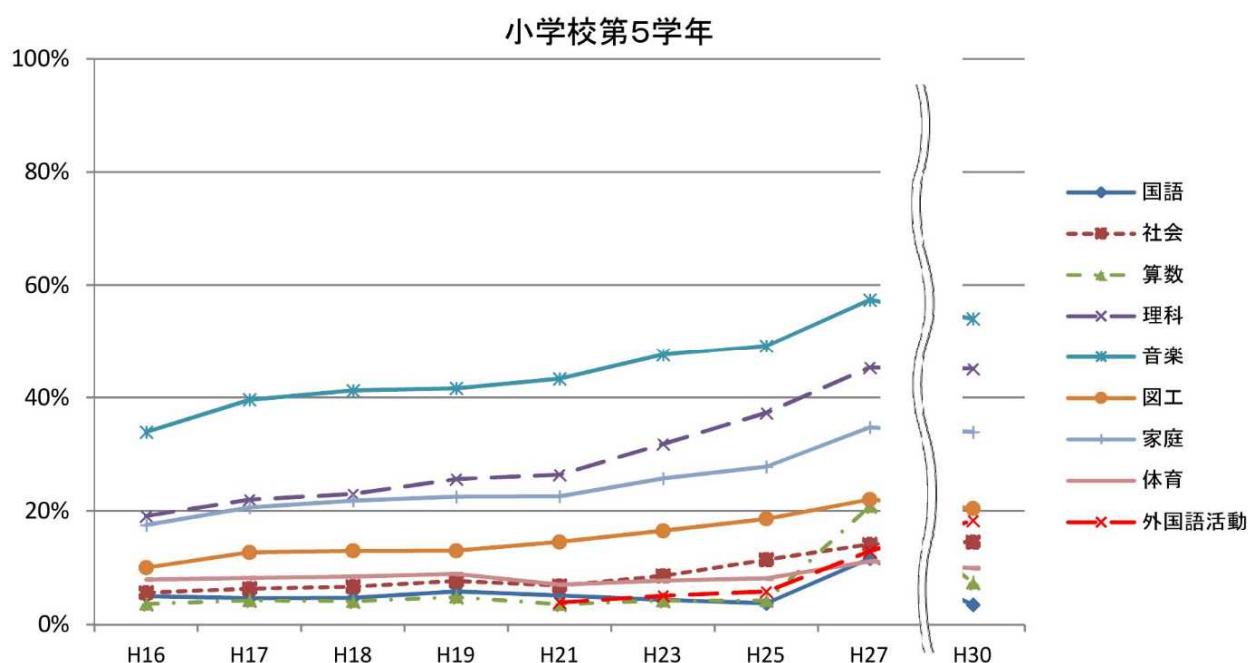
*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。

*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

54

教科等の担任制の実施状況【小5・経年比較】



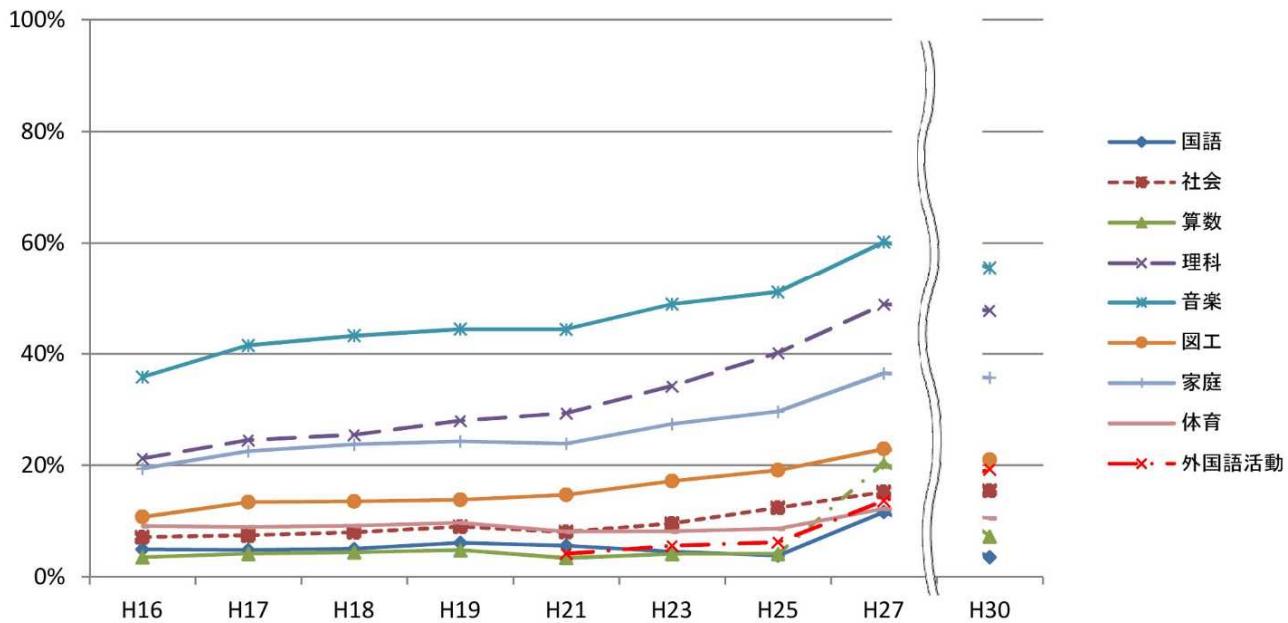
※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

55

教科等の担任制の実施状況【小6・経年比較】

小学校第6学年



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

56

昭和40年代の小学校における教科担任制に関する研究指定校の状況

文部省初等教育課「小学校教育課程研究指定校研究収録」昭和40-41、昭和42-43、昭和44-45、昭和48-49年

	指定年	学校規模	教科担任制の実施方法	研究成果	今後の課題
群馬県A小	S40-41 S42-43	(学級数) 35学級 (児童数) 1,398名 (教員数) 42名	・学級数プラス1人（学年主任）の配置。 ・国語、算数、道徳、学級会は学級担任が担当し、自学級の担当時数の半分を下らないこととする。 ・教科担任の担当する教科は社会、理科、図画工作、家庭、体育、書写。 ・教科分担は同一学年内で行う。	・比較的得意な教科を担当すること、担当教科に対する責任感や自主的研究態度が高まることから、教師としての特性が作られる可能性がある。 ・教材研究や指導の準備に余裕がもてる。 ・多数の教師による多面的な生活指導ができる。	・教科の本質に迫る教材研究 ・校内組織分掌等の内容と運営の体系化
神奈川県B小	S44-45	(学級数) 24学級 (児童数) 857名 (教員数) 32名	・5・6年生4学級ずつの構成に対して、教科担任を兼ねる学級担任4人、理科または体育を主に担当する専科的教師2人、家庭を担当する専科教師1人、計7名で1学年の教師集団を構成。	・教師が自分の指導に自信を持つことが出来た。 ・指導過程において無駄や無理がなくなり、科学化・能率化が図られた。 ・空き時間を利用して教材研究など授業の準備ができる。	・系統性や一貫性のある指導の積み重ね ・教育効果を高めるための人的・物的な環境整備
大阪府C小	S44-45	(学級数) 27学級 (児童数) 1,099名 (教員数) 33名	・学年は学級数プラス1名で構成し、学年主任は学級担任から外した。 ・自学級担当時数は、4年生は二分の一、5・6年生は三分の一を下らないこととした。 ・二年生からは合同授業を取り入れ、学習の効率化と高学年の教科担任制への移行をスムーズにすることをねらった。	・特性をもった教師、特性をつくり出された教師の組織により、教科本質の話し合いを通して授業研究の質が向上した。 ・教える教科が少くなり、教材研究が少くなり、得意な教科なので授業に熱が入った。	・研究組織を学校教育計画分掌組織にうまくのせた上で有機的な活動・活発化 ・児童の全人間形成に向かっての学年経営の在り方の検討
秋田県D小	S48-49	(学級数) 27学級 (児童数) 931名 (教員数) 34名	・4年生を一部教科担任とし、5・6年生には理科、音楽、図画工作、家庭、体育の5教科を教科担任にした。 ・教科分担は同一学年内で行う。	・学年内教師の人間関係が互いの尊敬と信頼のもとに円滑になる。 ・指導に責任を感じ研究的立場が専門性の向上となる。 ・多面的・客観的な生徒指導により、人間形成上プラスになる。	・教育効果を高めるための分担指導の在り方や環境の整備拡充 ・学年間の連携を密にした、児童理解や児童の学習習慣形成
千葉県E小	S48-49	(学級数) 54学級 (児童数) 2,114名 (教員数) 67名	・低学年は学級担任制で、週1時間は合同体育。 ・中学年は学級担任の自学級授業時数二分の一以上とし、社会、理科、音楽、図画工作において協力体制を構築。 ・高学年は学級担任の自学級授業時数三分の一以上とし、道徳、特別活動、算数、体育は学級担任が授業を行う。	・教師個々の特性を生かした協力指導組織を確立することにより、効率的な授業実践を行う。	・教育目標達成のための教育課程の有効かつ能率的な方途の追求 ・より望ましい学力形成への年間計画の作成 ・学年研修の充実 ・教科指導の鍛成 ・生活指導の徹底策

※学校規模については、研究収録に記載されている内容をそのまま引用している。

57

昭和40年代に「初等教育資料」に掲載された、小学校における教科担任制の状況

文部省初等教育課(小学校教育課・幼稚園教育課)「初等教育資料」昭和44、昭和45年

	発行年	学校規模	教科担任制の実施方法等	成果等	課題等
神奈川県	S44	-	・神奈川県小学校教科担任制研究連絡協議会を発足。年間4回の連絡協議会及び年間3回の教科担任制研修会を開催。 ・全452校中、教科担任制実施校数は142校。	・特定教科への偏向の是正 ・学習指導の効率化 ・教具・施設の活用 ・学級差、学級王国的傾向の減少 ・教師の負担軽減 ・多面的な児童理解 ・学習意欲、学習習慣の深化	・学校における協力指導組織の確立とその共通理解 ・教材内容の研究 ・指導性、指導過程の改造 ・教材、教具の工夫 ・生徒指導の機能を全ての教育活動に生かす
長野県 F 小	S44	(学級数) 26学級 (児童数) - (教員数) 32名	・5・6年生において、音楽・家庭の専科教諭と、一部交換による教科担任制の実施。 ・5年生では国語・算数・道徳を学級担任が指導し、6年生では国語・体育を学級担任が指導する。	・各教師から感化を受け、学習に興味を持ち、児童が意欲的に学習をするようになった。 ・各教師の得意性が生かされ、能率的で指導効果が上がる。 ・中学校への移行が円滑にできる。 ・時間の余裕が出来て、学習環境の整理や成績物の処理が出来る。	・学級担任と教科担任との連絡が欠けやすい。 ・欠けた授業の調整や課外指導の時間がとりにくい。 ・個別指導が十分にできない。 ・学年の方針が統一していないと、足並みが乱れる。
神奈川県国立大学附属小	S45	(学級数) 12学級 (児童数) - (教員数) -	・一人の教師が一教科又はそれ以上の教科を担当して、互いに分業と協業の相互関連を図りながら児童を指導する。	・教科担任が専門教科を教えることによって、学習指導が徹底し、学習効果を高め学力の向上を期待することが出来る。 ・教師全員が高い問題意識を持ち、互いに協力し、組織した力で教育を推進していくとする前向きの姿勢が助長される。 ・異なるタイプの教師から指導されることによって各教師の人格（持ちはれ）に触れ、その良さを吸収し、児童の性格の偏りを防ぐことが出来る。	・学校の実情に応じて、教員の配置・構成について一つの規範を考えておく。 ・4年生以下の指導体制を固め、学校経営組織の統一を図る。 ・特に学級担任の責任分野を明らかにする。 ・協力指導の形態を創造し、弾力的な指導体制を確立する。

※学校規模については、初等教育資料に記載されている内容をそのまま引用している。

58

小・中学校等における個に応じた指導の実施状況【平成30年度計画】

	小学校等	中学校等
個に応じた指導を実施	90.5%	92.5%
【内訳（重複あり）】		
少人数指導 (*1)	56.8%	61.1%
複数の教師が協力して行う指導 (TT) (*2)	78.3%	78.1%
その他 (*3)	21.9%	16.9%

*1 (少人数指導)

例えば、①2学級を3つの学習集団に分けるなど学級の枠を越えて学習集団を編成し、それぞれの学習集団を異なる教師が指導する場合、②1学級を2つ以上の学習集団に分け、それぞれを異なる教師が指導する場合など、通常の学級集団よりも小さい学習集団を編成して指導を行う場合をすべて含む。また、年間を通して実施するものだけでなく、特定の単元や特定の時期のみ実施するものも含む。なお、複式学級で学年ごとの学習集団に分けて異なる教師が指導を行う場合、いわゆる「取り出し指導」(一人の児童を対象に行う)を行う場合、自治体の施策として少人数学級を編成している場合については、該当しないものとしている。

*2 (複数の教師が協力して行う指導(TT))

例えば、①1学級を単位とし、学習集団を分けずに複数の教師が協力して指導する場合、②1学級内又は学級単位を超えて学習集団を編成し、全部又は一部の学習集団に対して複数の教師が協力して指導する場合など、1学習集団に対し2人以上の教師が協力して指導する場合をすべて含む。また、年間を通して実施するものだけでなく、特定の単元や特定の時期のみ実施するものも含む。なお、ここで教師とは、教員免許を保有する教師を指し、ALT、外部人材等は除く。

*3 (その他)

例えば、一人の教師が、個人や学習集団によって異なる課題等を与えて指導をする場合など、少人数指導や複数の教師が協力して行う指導(TT)以外の方法で個に応じた指導を実施する場合を含む。なお、放課後や休み時間等の教育課程外の時間における指導は、該当しないものとしている。

学校における健康に関する指導について

学校における健康に関する指導は、学校保健、学校安全、食育の三領域から構成されており、連携して一体的に取り組まれている。学校だけでは対応が困難な課題等に対応するため、関係者の連携を推進し、学校における健康に関する指導の各分野の連携を一層進めていくことが必要。

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章 総則（抄）

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

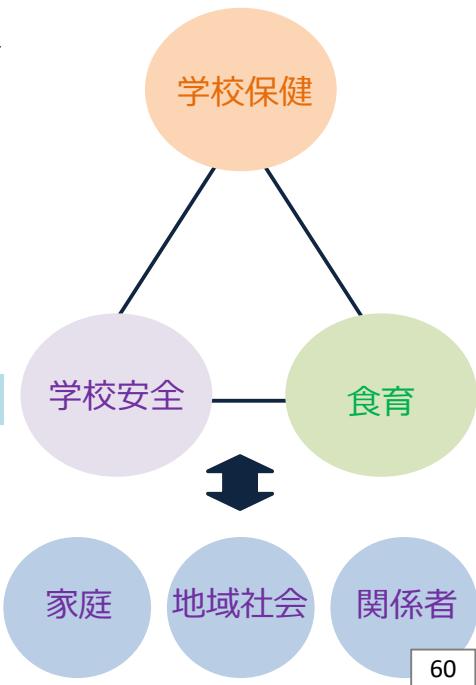
2

- （3）学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

（子供の健康や安全を守るために関係者の連携の推進）

- 昨今の児童生徒をとりまく諸課題の状況等を踏まえると、メンタルヘルス、アレルギー疾患等の健康課題や、自然災害、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等の安全上の課題など、学校だけでは対応が困難な課題が数多くある。**教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、警察等が連携し、例えば学校保健に関し、児童生徒の健康を守るために関係者が協力して取組を進める仕組みを構築するなど、それが専門性を生かしつつ、組織の壁を越えて学校の課題解決に取り組むことが重要である。**



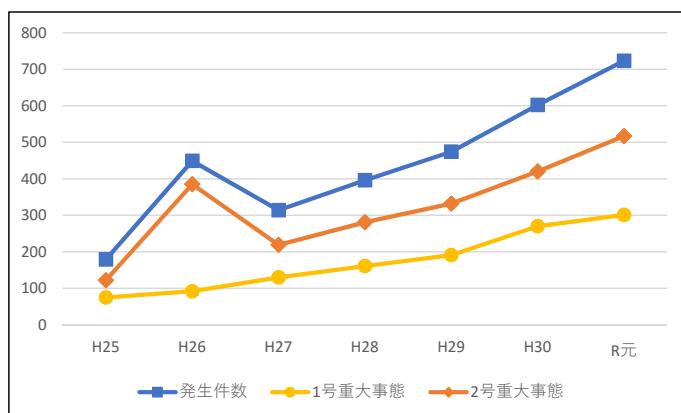
60

いじめの重大事態について

令和元年度におけるいじめの重大事態の発生件数は、723件（前年度602件）であり、いじめ防止対策推進法が施行された平成25年度以降過去最多となった。うち、法第28条第1項第1号に規定するものは301件（前年度270件）、同項第2号に規定するものは517件（前年度420件）である。

文部科学省では、いじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

○いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数 (校)	242	297	111	6	656
重大事態発生件数 (件)	259	334	124	6	723
うち、第1号	99	137	61	4	301
うち、第2号	196	233	86	2	517

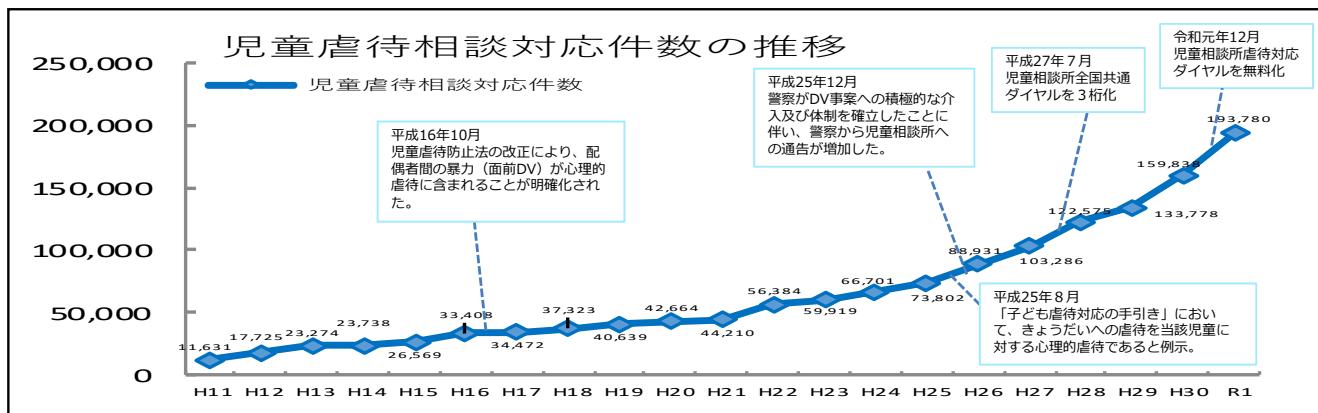
※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとすると規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和元年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、193,780件。平成11年度に比べて約17倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（56.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.4%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（8%）、学校等（8%）からの通告が多くなっている。



- 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和元年度	49,240 (25.2%) (+9,002)	33,345 (17.2%) (+3,366)	2,077 (1.1%) (+374)	109,118 (55.3%) (+20,727)	193,780 (100.0%) (+33,942)

- 虐待相談の相談経路

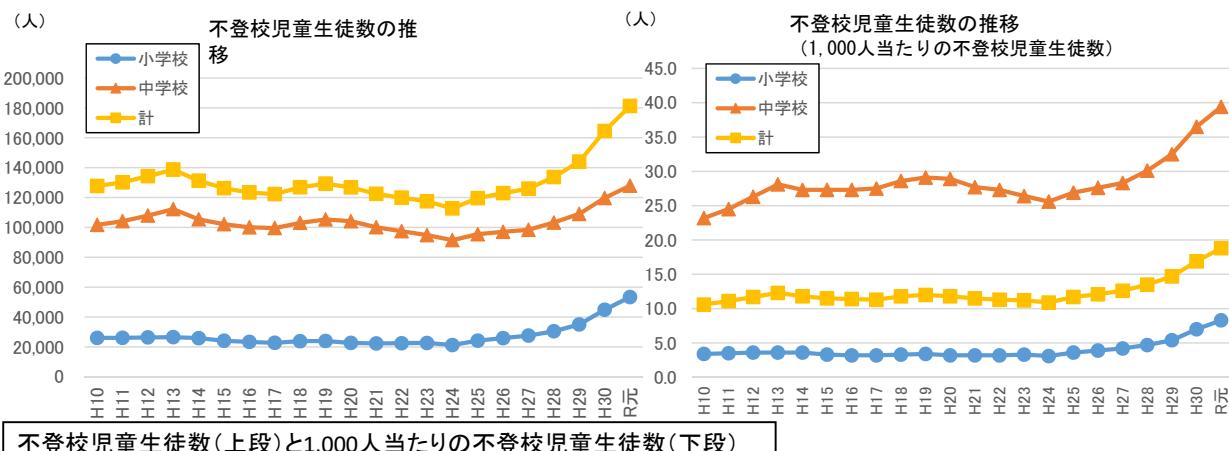
	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
元年度	13,160 (7%) (+1,982)	2,639 (2%) (+325)	25,285 (13%) (+3,836)	1,663 (1%) (+249)	8,890 (5%) (+559)	210 (0%) (-20)	232 (0%) (+16)	3,675 (2%) (+133)	2,871 (1%) (+394)	96,473 (50%) (+17,335)	14,828 (8%) (+3,379)	23,854 (12%) (+5,754)	193,780 (100%) (+33,942)

(出典)令和元年度「福祉行政報告例」(厚生労働省)

62

不登校の現状

小・中学校における不登校児童生徒数は181,272人（前年度164,528人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は18.8人（前年度16.9人）。1,000人当たりの不登校児童生徒数は、平成10年度以降、最多となっている。



	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	
計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8

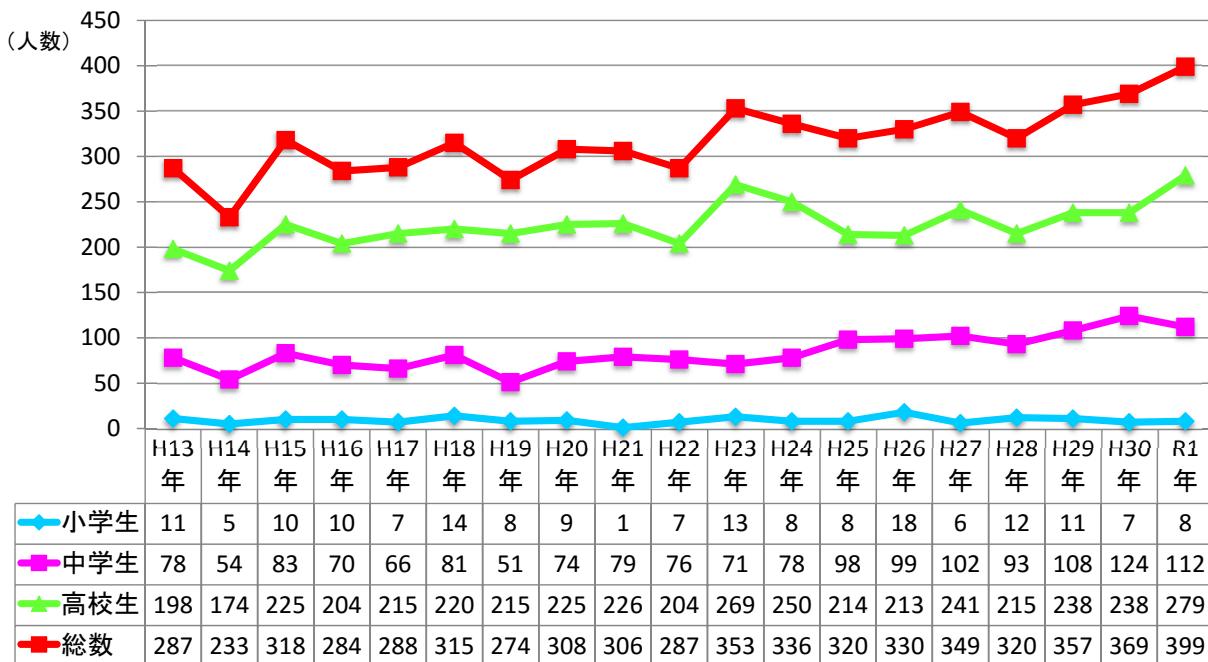
※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

出典：令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

63

児童生徒の自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)

令和元年の小・中・高等学校における児童生徒の自殺者数は399人（前年369人）であり、全体の自殺者数が減少する中で、児童生徒の自殺者数は減少していない。このように、児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況である。



※1 历年(1~12月)集計

※2 国公私立学校全てが対象。

※3 発見日で集計

(出典)厚生労働省・警察庁「令和元年中における自殺の状況」

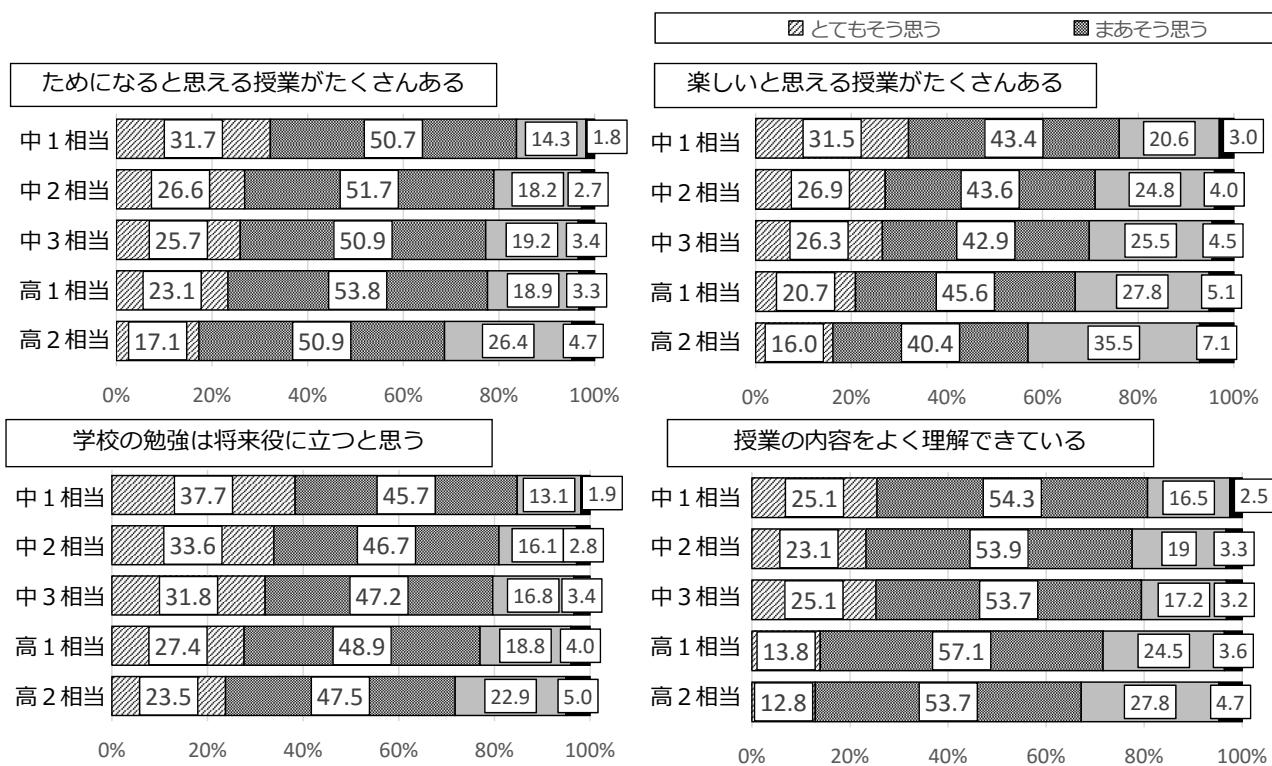
64

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について 関連

65

高等学校生の学習時間・学習意欲等の状況

- 学校での学び・授業の満足度・理解度については、学年が上るとともに低下傾向。

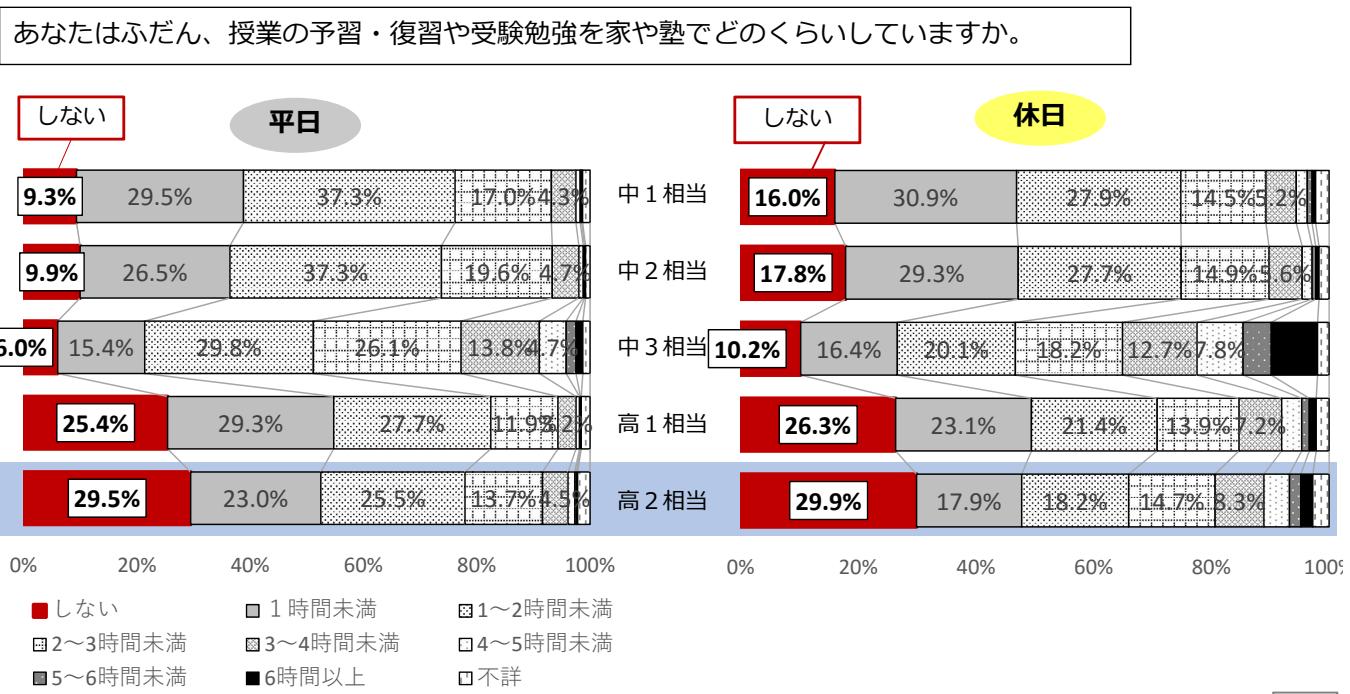


出典：文部科学省「第17回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（令和元年8月）

66

高等学校生の学習時間・学習意欲等の状況(学校外での学習時間の変化)

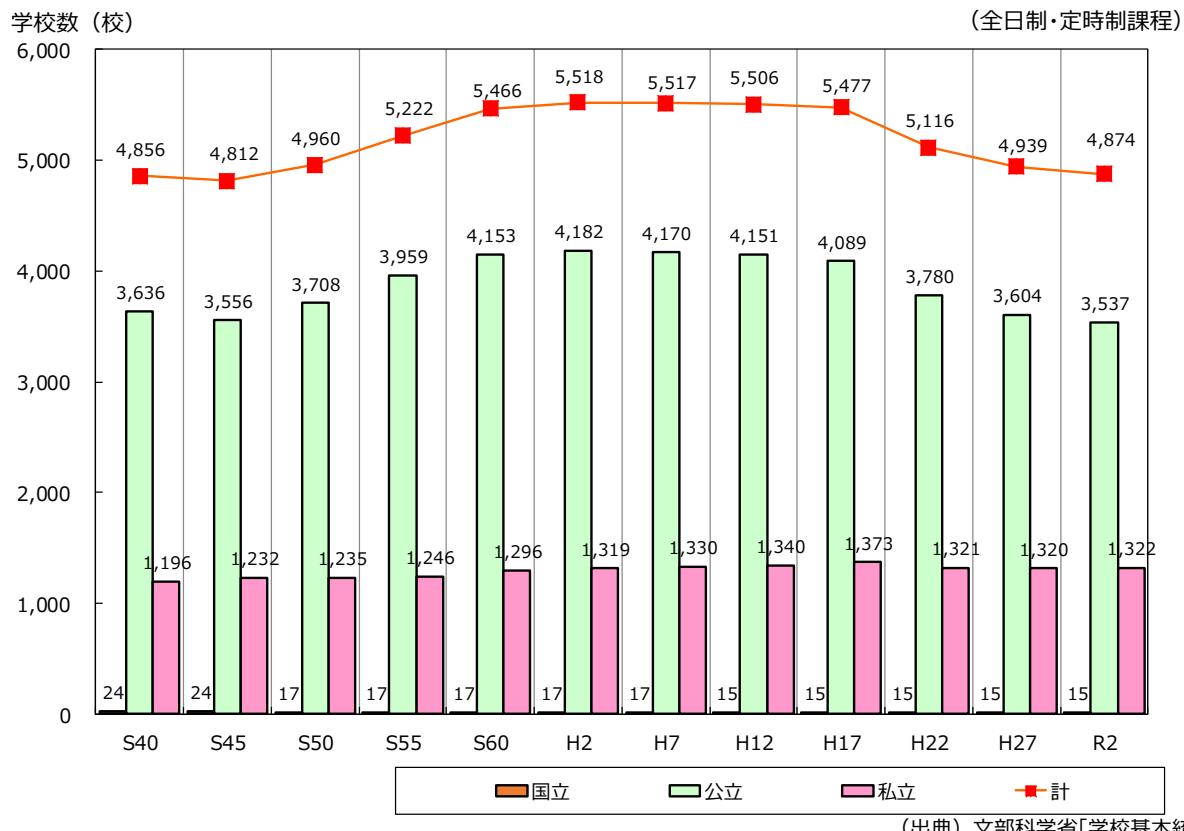
- 高1相当学年において、家や塾で学習を「しない」と回答する割合が急増。



出典：文部科学省「第17回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（令和元年8月）

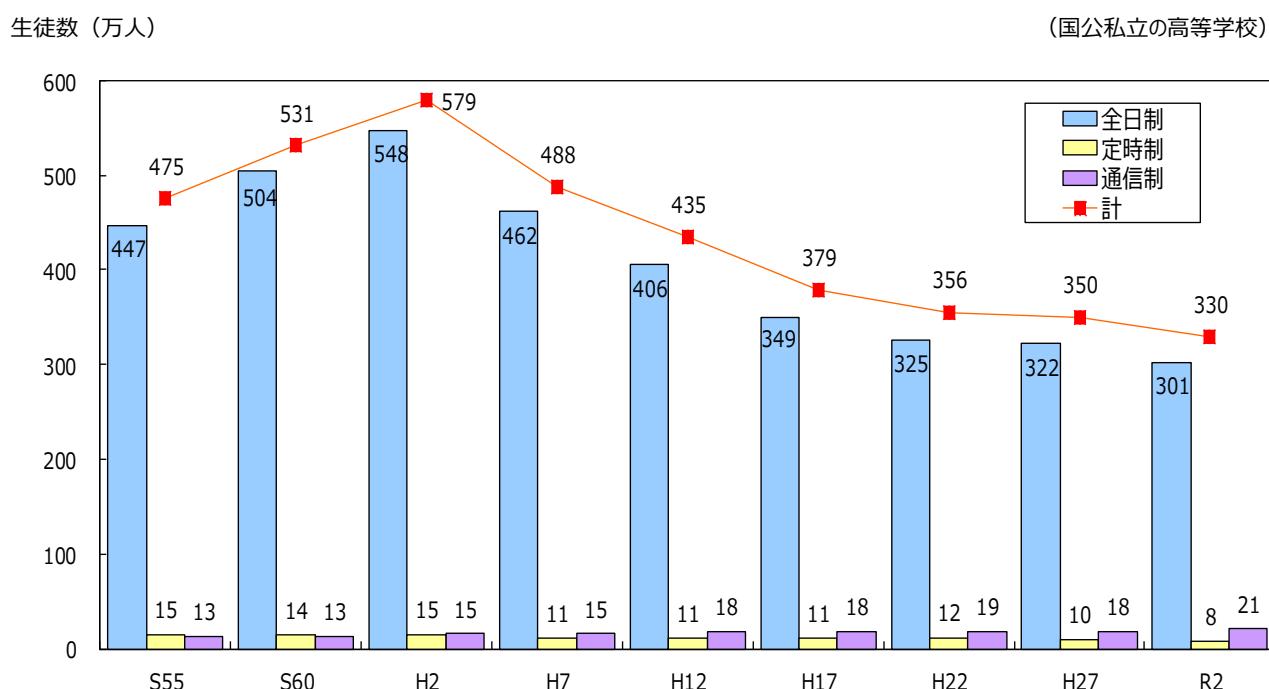
67

高等学校の学校数 [推移]



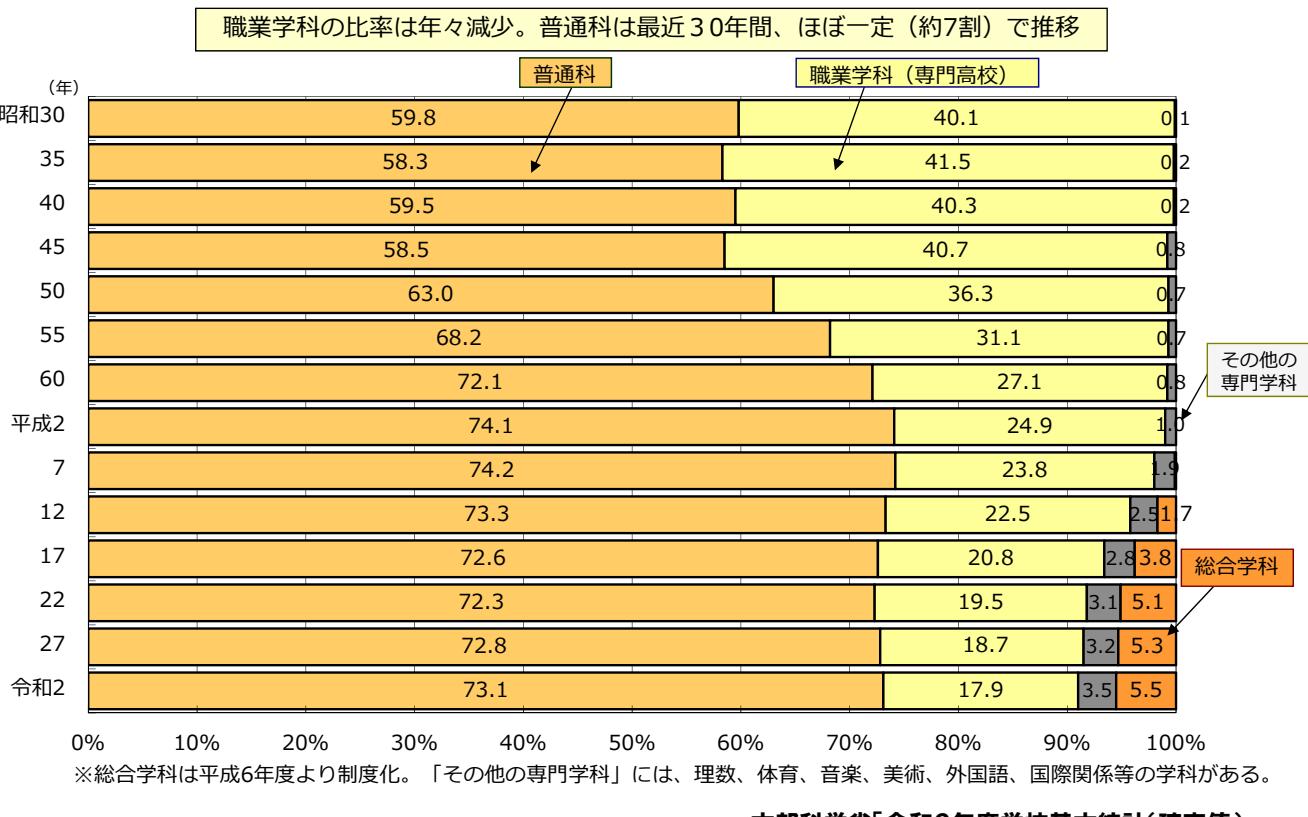
68

高等学校の生徒数 [推移]



69

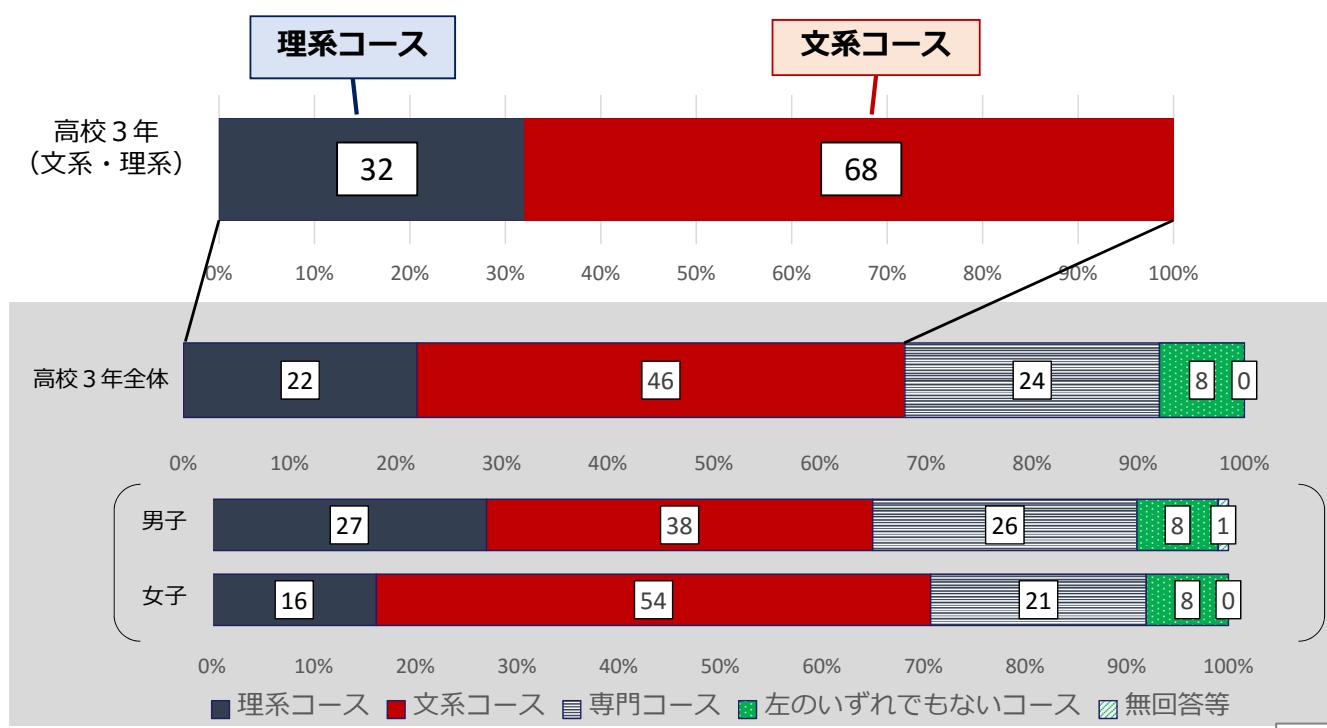
高等学校の学科別生徒数の構成割合 [推移]



70

高等学校生の文系・理系の選択状況について

- 高校の3校に2校（66%）では、文系・理系のコース分けを実施している。
- 高校3年（文系・理系）のうち、理系コースで履修する生徒の割合は32%、文系コースで履修する生徒の割合は68%である。



71

高等学校における理数系科目の履修状況

数学	数学Ⅱ	数学Ⅲ	数学A	数学B	数学活用	
普通科等	92.5%	29.5%	95.2%	74.1%	2.1%	
職業教育を主とする専門学科	65.6%	3.2%	52.4%	10.4%	3.5%	
総合学科	60.9%	11.7%	84.6%	29.9%	6.1%	
合計	83.4%	21.6%	83.8%	54.8%	2.7%	

理科	科学と人間生活	物理基礎	物理	化学基礎	化学	生物基礎	生物	地学基礎	地学	理科課題研究
普通科等	11.5%	65.6%	22.8%	93.4%	38.3%	94.3%	28.2%	34.6%	1.2%	0.7%
職業教育を主とする専門学科	82.2%	41.3%	1.7%	44.7%	2.1%	57.7%	2.5%	7.4%	0.0%	0.0%
総合学科	64.1%	28.2%	5.9%	66.7%	15.1%	80.0%	16.6%	22.5%	0.5%	0.7%
合計	33.1%	56.7%	16.2%	79.2%	27.5%	84.1%	20.9%	26.9%	0.8%	0.5%

情報	社会と情報	情報の科学	
普通科等	73.6%	26.1%	
職業教育を主とする専門学科	59.7%	40.5%	
総合学科	91.8%	9.3%	
合計	71.5%	28.4%	

※数学Iについては必履修科目であり全ての生徒が履修している

72

※平成27年度公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査(平成25年度入学者抽出調査)

多様な高校教育の取組例①<大学との連携:広島県立広島国泰寺高等学校>

構想: 広島から世界へ! 平和に貢献するグローバル人材の育成

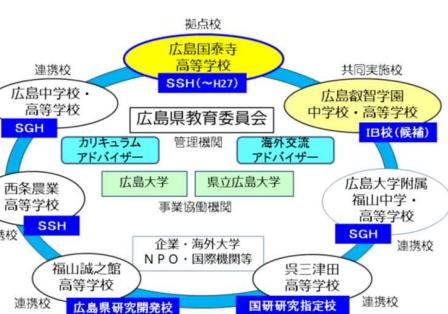
テーマ 平和-Peace- 人材像 グローバルな視野と強い使命感をもち、持続可能な社会の構築や国際社会の平和と発展に貢献する人材

- 特徴 ①新たな教科・科目の開発：新たな教科「H E I W A」・科目「グローバル平和探究」を開発。
✓問題の理解や解決に様々なアプローチができるテーマについて、理解を深め、実際の探究を通して多面的に探究する手法や多様な表現方法を学ぶ。
「外国語」「地理、政治・経済」「情報、数学（統計）、理科（生物）」の融合科目
- ②海外研修等：3ステップの海外研修を実施。 ✓フィリピンやアメリカにて現地の姉妹校の高校生や海外大学で探究活動を実施。
- ③先取り履修：広島大学、県立広島大学の科目を履修する講座（「先取り履修」）を設置予定。
- ④高度な学び：「Stanford e-Hiroshima」の開講。
- ⑤国際会議等：「平和」をテーマとした高校生国際会議の開催。
- 広島県「国際平和拠点ひろしま構想」とともに、先導する人材を育成するための様々な関係機関とのコンソーシアム構築を目指す。

探究活動の様子



高度な学びを実現する 「アドバンストネットワーク（ALネットワーク）」関係図と類型



(出典)「2019年度スーパークリエイティブスクール・WWLコンソーシアム構築支援事業・地域との協働による高等学校教育改革推進事業（グローカル型）合同連絡協議会」(2019年6月28日) 発表資料等より文部科学省作成

73

多様な高校教育の取組例②<地域を支える人材養成:長野県飯田OIDE長姫高等学校>

構想:未来価値を創る玉手箱「地域協創スペシャリスト」育成プログラム

○工業科と商業科について専門性を追究するとともに、学科間連携から「環境保全」、「ビジネス」、「地域資源」の有効利用の面から多角的に実践的・探究的な考え方と行動ができる、かつ地域の産学官や異業種とも連携し、新たな付加価値・産業の創発(オープン・イノベーション)ができる「地域協創スペシャリスト」の育成を目指す。

【コンソーシアムの体制】

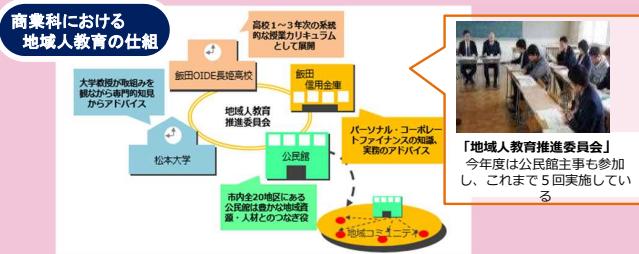
○機械・電子・電気系「未来ものづくり委員会」
飯田精密機械工業会 電子工業会 商工会

○建設系「夢まちづくり委員会」
飯田建設業協会 建築士会 土木会

○商業系「地域人教育推進委員会」
飯田市 松本大学 飯田信用金庫

【研究開発の内容】

「課題解決能力」の育成～地域人教育を通じて～



「地域人教育(課題研究)」竜丘地区グループ 「こうこうせいといっしょ～90分の茶話会～」

公民館主事とともに、地域を題材としたプロジェクト型学習に取り組んでいる。このグループでは、家族以外と話す機会が少ない高齢者が地区に増えている現状を知り、高齢者と高校生が気軽に話しができる「茶話会」を5回開催した。この取組をきっかけに、今後は地域住民がこの活動を引き継いでいく。
竜丘以外にも飯田市内の6地区において、地域の課題(願い)を解決する取組が「地域人教育」を通して行われている。



地域住民との打合せの様子

「高度な専門性」の育成

- 複合的な視点から、自らの専門性を探究し、高度な専門性を追求する力
○多角的に客観的に考える力
【主な具体的な内容】
・実践的・体験的な工業技術、土木建築、ビジネスの各分野の専門性を探究
・地域公開講座の実施及び研究開発



社会基盤工学科「測量実習」
「夢まちづくり委員会」と連携し、対象物を自動検知する測量機器やドローンなど先端機器を活用した実習を行っている

「協創力」の育成

- 高度な専門性を追究する力と経営管理能力の双方が結びついた人材の育成
○プロジェクト型学習を実践で個々の能力を伸長
○専門を異にする学びから様々なアイディアが融合されることで、革新的で斬新な発想力を育成
【主な具体的な内容】
・学校設定科目「商品開発実践」において、模擬株式会社形態をとりながら、各科の生徒がテックレンジャーを題材としたマーケティング等の実践



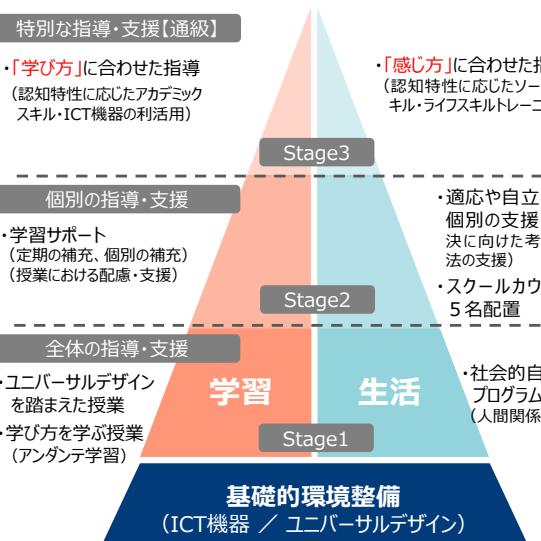
(出典)2019年度 地域との協働による高等学校教育改革推進事業「実施体制の概要」「研究開発の概要」等をもとに文部科学省作成

74

多様な高校教育の取組例③<定時制・単位制による柔軟な教育課程:京都府立清明高等学校>

- 平成27年4月に開校された定時制(昼間2部制)・単位制・普通科の高等学校。
○「学びアンダント」を基本コンセプトとして、様々な志望動機や学習経験を持つ生徒に、社会的自立を図るための確かな学力と社会生活実践力を身に付けさせ、豊かな人間性を育むとともに、一人ひとりの生徒が昼間の時間帯に自分のペースで、ゆっくり・じっくり・しっかりと学習し、自己の成長を実感できる教育を推進。

ステージによる指導・支援 「清明トライアングル」



①定時制・単位制による柔軟な教育課程の編成

- ・自分のライフスタイル、学習課題や興味・関心に合わせて、自分が時間割を作成。午前コース・午後コースのいずれかを選択し、自分に合った時間帯で学習。

午前コース 主な学習時間帯							
1限	2限	3限	4限	SHR	昼休み	5限	6限
9:00	10:50	12:30	13:30			15:10	
1限	2限	3限	4限	SHR	昼休み	5限	6限

午後コース 主な学習時間帯

②学び直し科目「アンダント学習」の設定

- ・自らの課題に応じた学習活動をとおして、個々に応じた学力の定着を図り、自ら学び考える姿勢を培う。
・自らの学習計画を立てた上で、タブレット教材等を活用して、教員や学生ボランティアから学習支援を受けながら、自分のペースで学習を実施。

③ICT機器の積極的な利活用

- ・1人1台タブレット端末
・全教室に電子黒板機能付プロジェクター
・校内全域Wi-Fi整備
⇒多様な学習経験を持つ生徒に対して、個別最適化された学びを実現し、学習への主体的な参加を促すことで、学習意欲を向上させ、思考力・判断力・表現力等を育成。

(※)学校案内(SEIMEI GUIDE BOOK 2020)等をもとに文部科学省作成

75

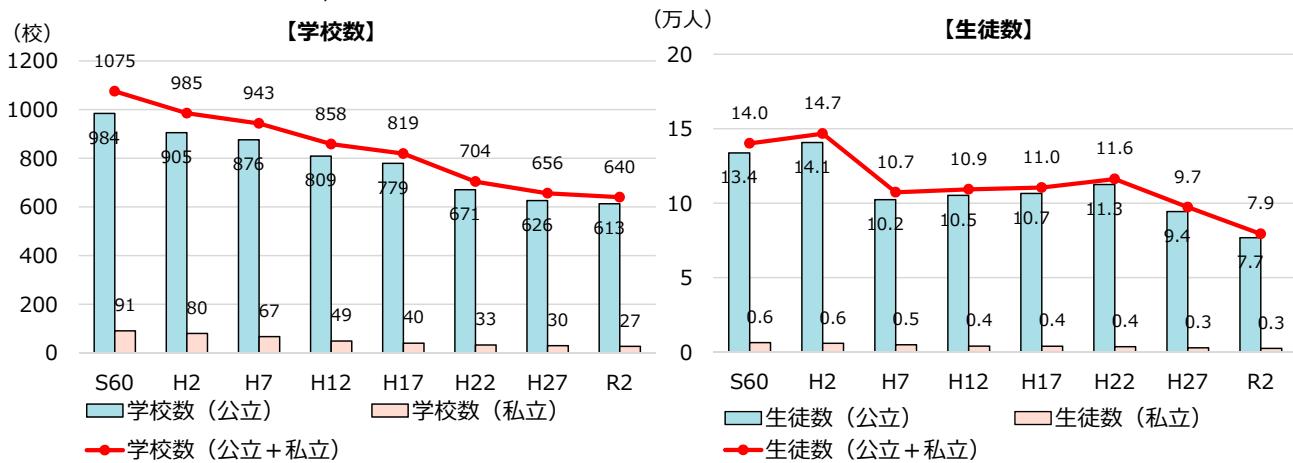
定時制高等学校について

【1. 定時制課程の学校数・生徒数【推移】】

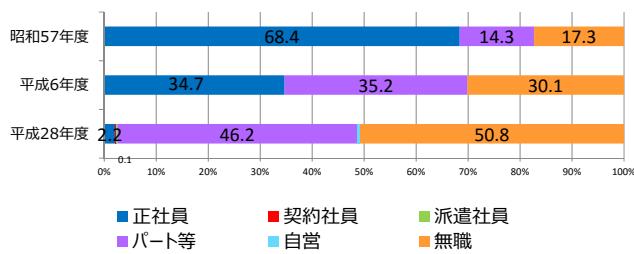
令和2年度の学校数：640校

令和2年度の生徒数：79,356人

(文部科学省「学校基本調査」)



【2. 生徒の就業状況の変化】



【3. 生徒の実態等】

定時制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒
39.1%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒
6.6%
ひとり親家庭の生徒
36.9%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒
7.7%
特別な支援を必要とする生徒
20.1%
心療内科等に通院歴のある生徒
9.2%

（「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業））

76

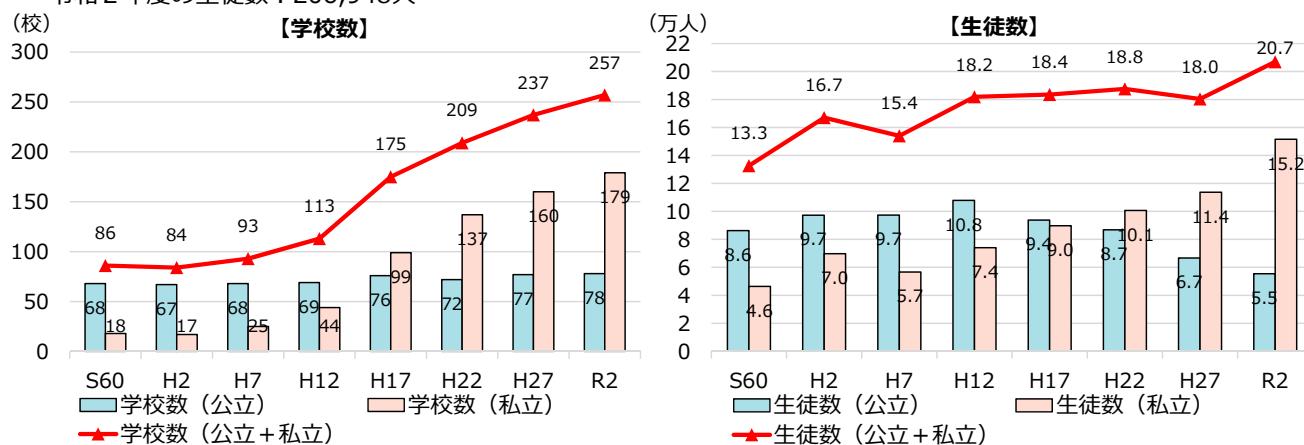
通信制高等学校について

【1. 通信制課程の学校数・生徒数【推移】】

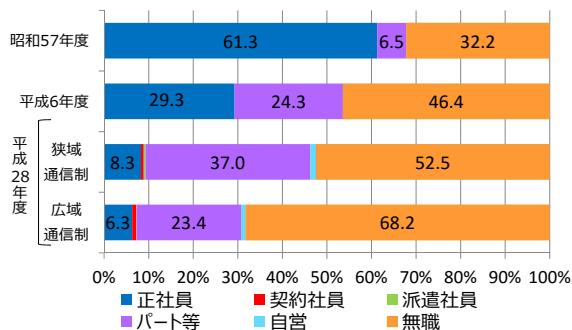
令和2年度の学校数：257校

令和2年度の生徒数：206,948人

(文部科学省「学校基本調査」)



【2. 生徒の就業状況の変化】



【3. 生徒の実態等】

	狭域通信制	広域通信制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

（「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業））

77

4. 新時代の特別支援教育の在り方に ついて 関連

78

特別支援教育の現状

特別支援教育の現状

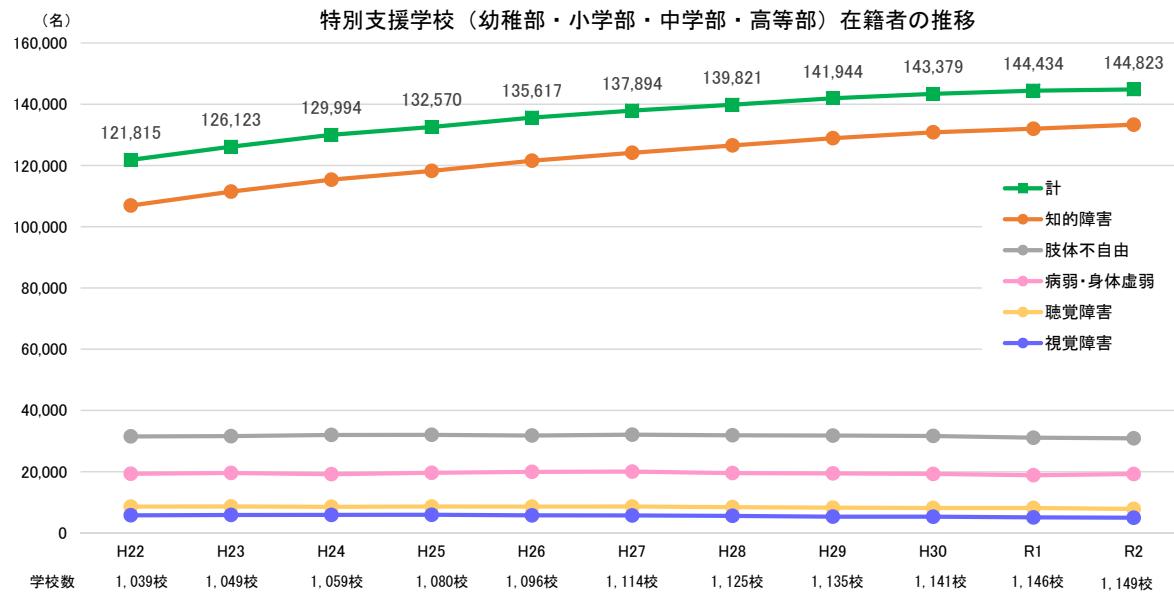
障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人數 (※令和2年度)	視覚障害 (約5,000人) 聴覚障害 (約7,900人) 知的障害 (約133,300人) 肢体不自由 (約30,900人) 病弱・身体虚弱 (約19,200人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約144,800人 (平成22年度の約 1.2倍)	知的障害 (約138,200人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,300人) 弱視 (約600人) 難聴 (約2,000人) 言語障害 (約1,500人) 自閉症・情緒障害 (約151,100人)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) (※令和元年度現在) 合計：約134,200人 (平成21年度の約2.5倍)
幼稚児童生徒数 (※令和2年度)	幼稚部：約 1,300人 小学部：約46,300人 中学部：約30,600人 高等部：約66,600人	義務教育段階の全児童生徒の 0.8%	義務教育段階の全児童生徒の 3.1 %
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を指置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的に、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内 それぞれの児童生徒について個別の教育支援計画（家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と個別の指導計画（一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。

※通常の学級における発達障害（L D · A D H D · 高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6. 5 %程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

79

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



【令和2年度の状況】

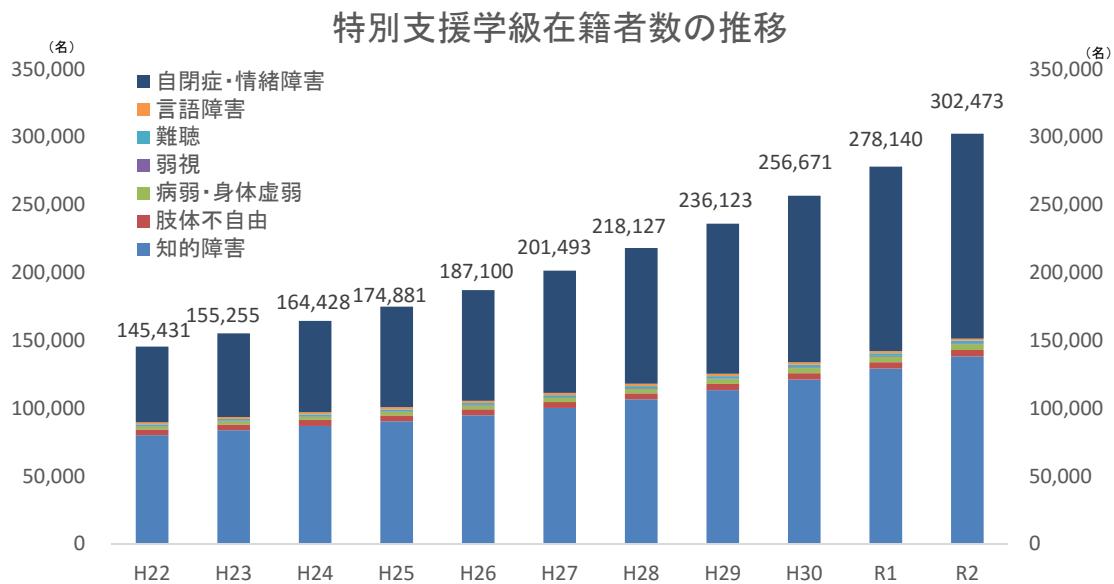
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	86	119	790	352	158	1,505
在籍者数	4,978	7,850	133,308	30,905	19,240	196,281

(出典)学校基本統計

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数値の合計は計と一致しない。

80

特別支援学級の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



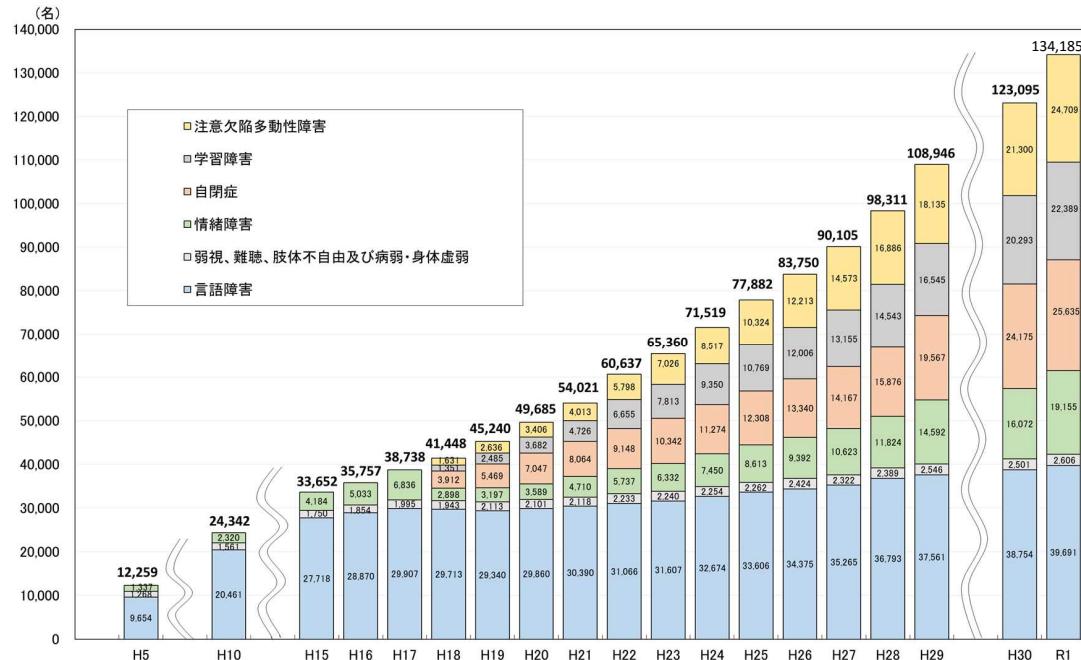
【令和2年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	29,162	3,150	2,518	537	1,294	707	2,495	66,655
在籍者数	138,232	4,685	4,312	643	1,965	1,495	151,141	302,473

(出典)学校基本統計

81

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

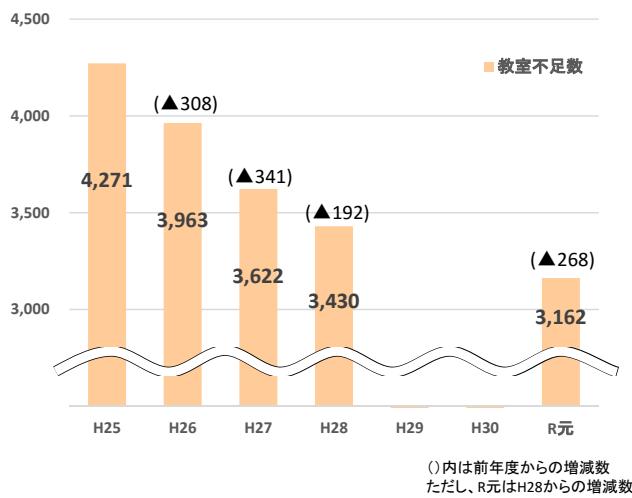
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	視検査者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	視検査者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 両耳の聽力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができない程度のもの	聴聴者 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	聴聴者 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができない程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時医学的観察指導を必要とする程度のもの。	肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由者 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。） 一 慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	（病弱者・）身体虚弱者 一 慢性的呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱者・身体虚弱者 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	知的障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者。その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの。
自閉症者・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び人間関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの		全般障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

特別支援学校の教室不足について

公立特別支援学校における教室不足数の推移



→近年の特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加により、令和元年5月1日現在3,162教室が不足しており、全体としては教室不足数は減少しているものの、都道府県によっては、増加の傾向も散見される状況。

特別支援学校における教室不足の解消について(通知)
(令和2年1月31日付け元施助第8号)

- ♦各設置者に対し、受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、その推計を考慮した上で、**教室不足解消のための計画を策定し、総合的・計画的な取組をより一層推進することを要請。**
- ♦文部科学省では、教室不足のより一層の解消に向けて、**令和2年度から令和6年度までの期間(集中取組期間)**、各設置者の取組を集中的に支援。
- ♦**各都道府県教育委員会**に対し、集中取組期間において教室不足の解消に向けて集中的に取り組むための計画(**集中取組計画**)を**令和2年度末までのできる限り早い時期まで**に策定を要請。

文科省の支援策

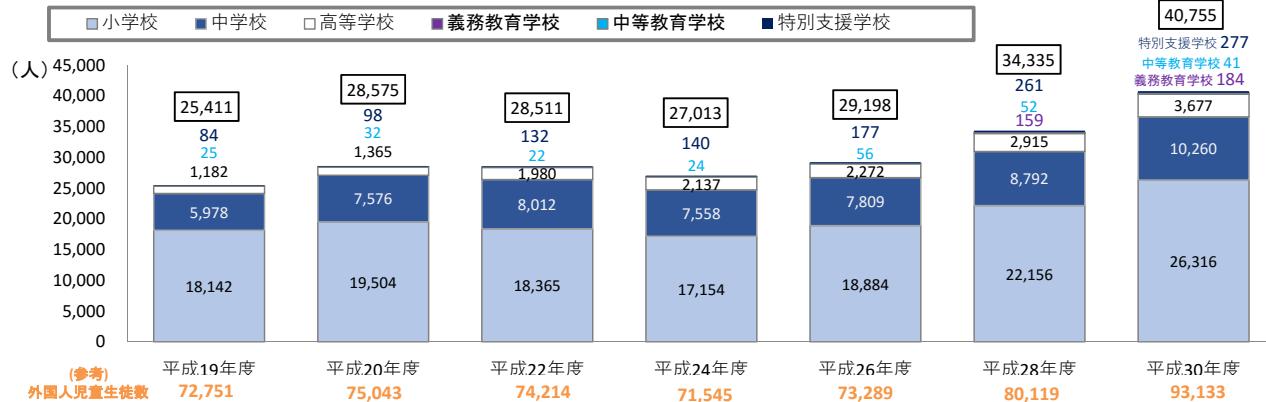
- ♦各設置者が行う特別支援学校の施設整備に対して**優先的に国庫補助**
- ♦さらに、**集中取組期間**の間、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を**3分の1から2分の1へ引き上げ**

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について 関連

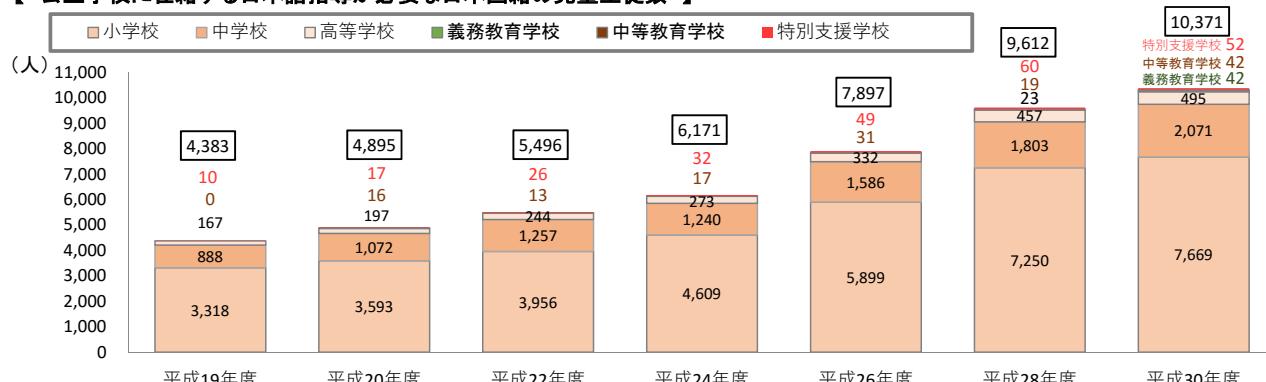
日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況

- ① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の約4割が日本語指導を必要としており、増加傾向。
 ② 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も近年急増している。

【公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数】出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成30年度)」



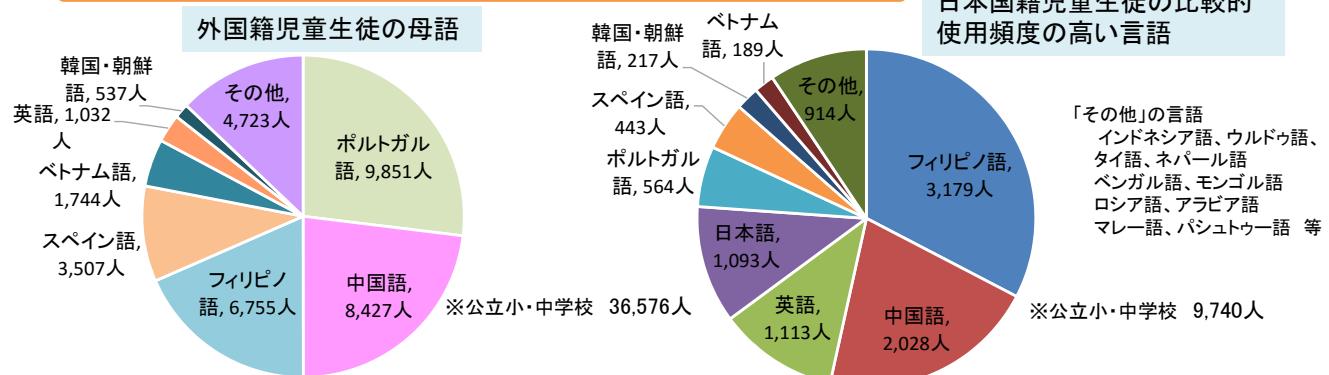
【公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数】



86

日本語指導が必要な児童生徒の現状(母語・集住散在の傾向)

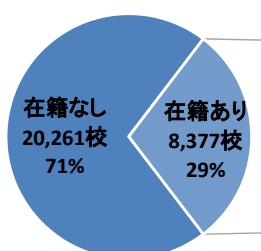
① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している



② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,638校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

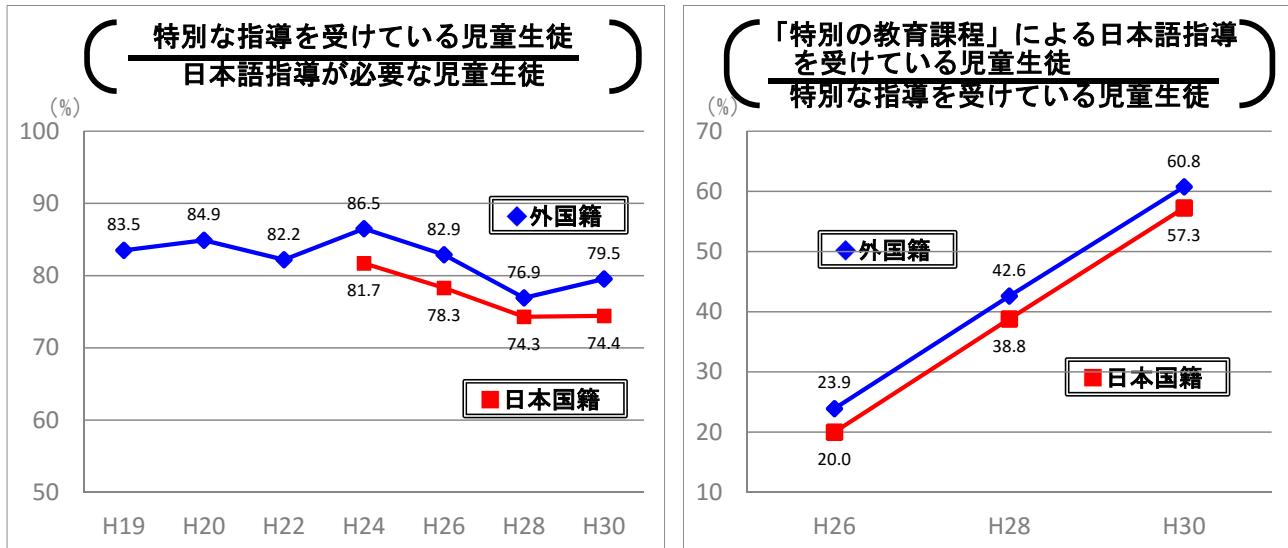
87

日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の現状

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.5% (2.6%↑増)、日本国籍の者で74.4% (0.1%↓増)となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」^(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ60.8% (18.2%↑増)、57.3% (18.5%↑増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（平成30年度）」

88

外国人の子供の就学状況等調査結果（確定値）

調査基準日：原則として令和元年5月1日

（1）就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数（住民基本台帳上の人数）123,830人

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況（下表）

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると（③+⑤+⑥）、19,471人となる（さらに④を加えると22,488人）。

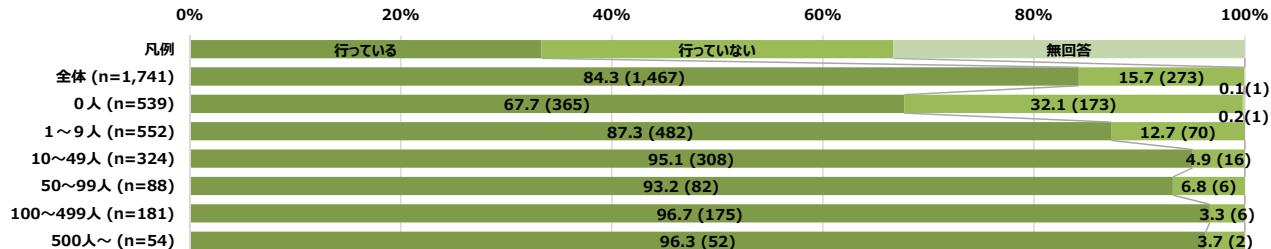
区分	住民基本台帳上の人数	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居（予定含む）	⑤ 就学状況確認できず	計（人）	（参考） ⑥住民基本台帳上の人数との差（人）
		①義務教育諸学校	②外国人学校等					
小学生相当 計	87,033	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
（構成比）		(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	36,797	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
（構成比）		(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
（構成比）		(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。（今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校（私立学校、外国人学校等、他市町村の学校）については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。）

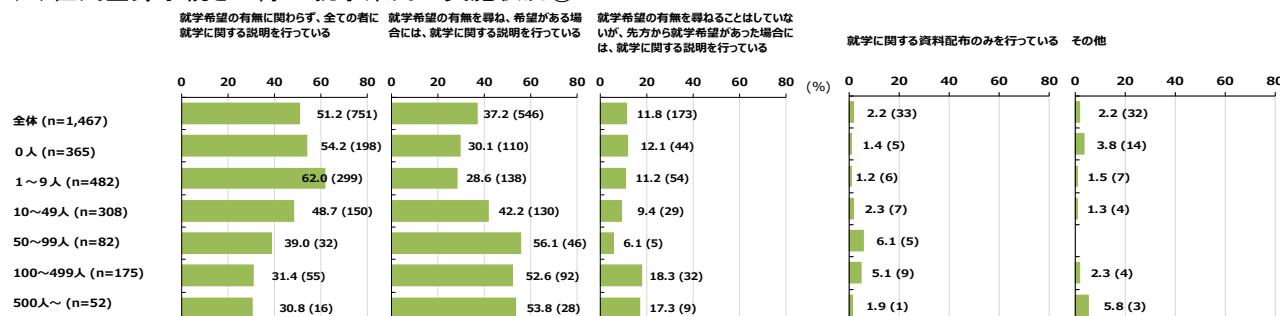
※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「住民基本台帳上の人数123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、（1）Iで無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

89

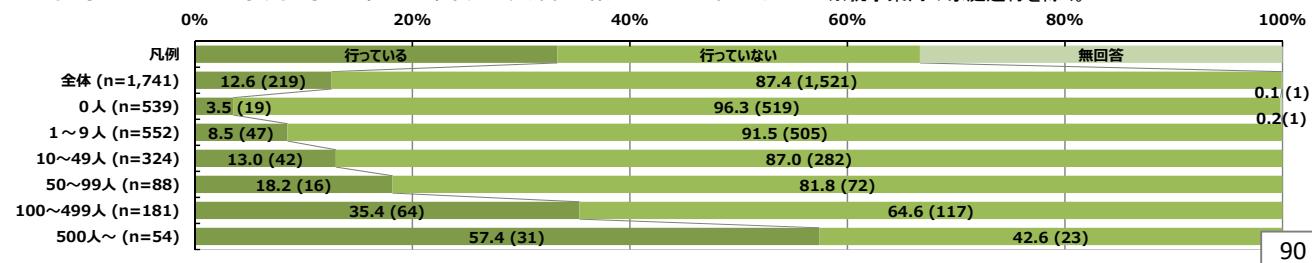
(2)住民登録手続きの際の就学案内の実施状況① ※ 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学案内を行う地方公共団体の状況



(3)住民登録手続きの際の就学案内の実施状況②

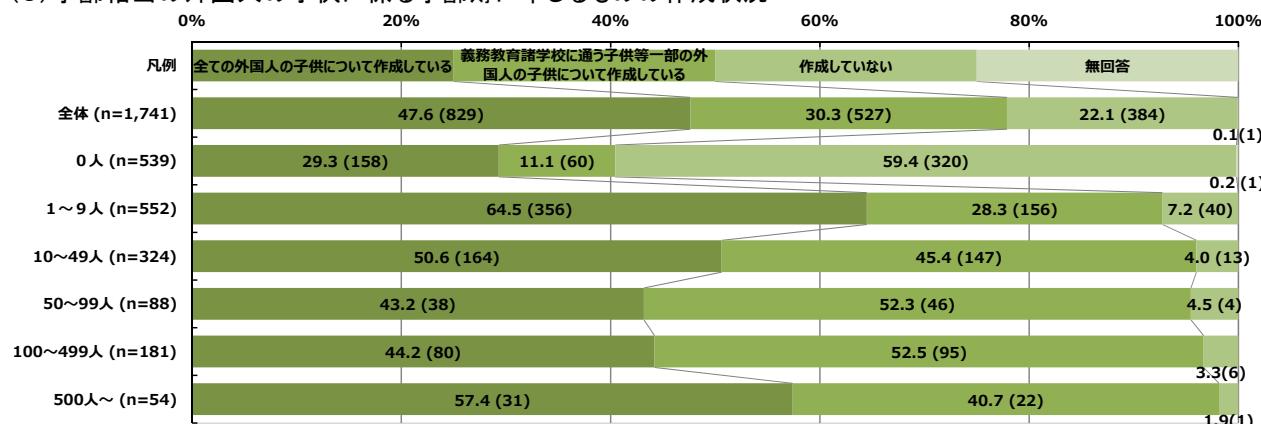


(4)就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況 ※就学案内の家庭送付を除く。

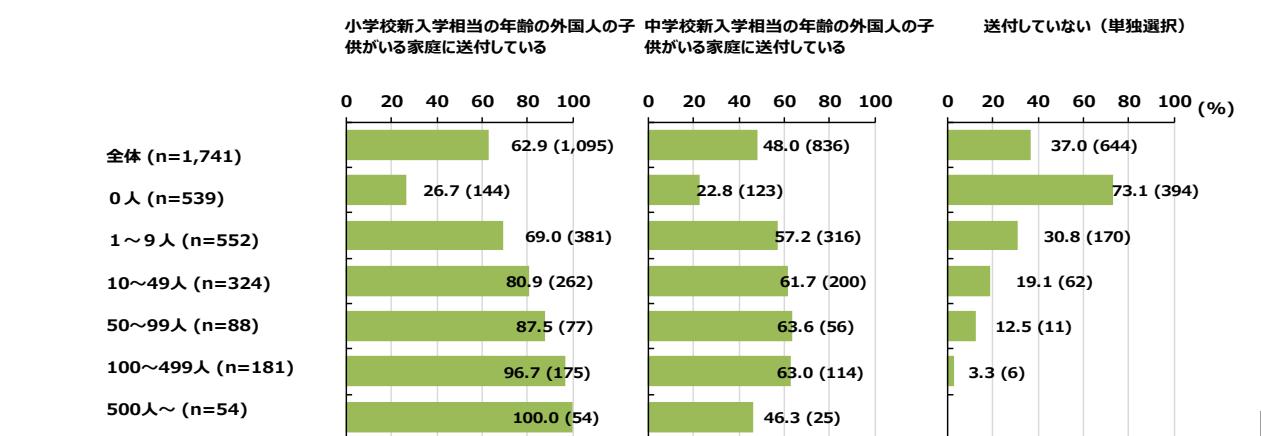


90

(5)学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものを作成状況



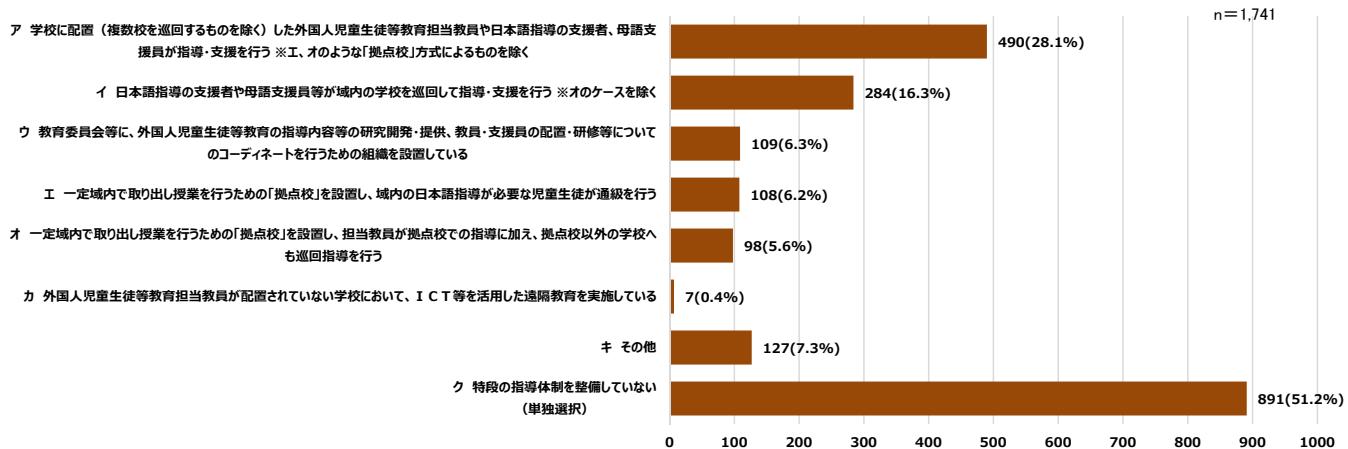
(6)就学案内の送付状況 ※ 外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付状況



91

(7)指導体制の整備状況

①教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに係る指導体制の整備状況（複数回答）

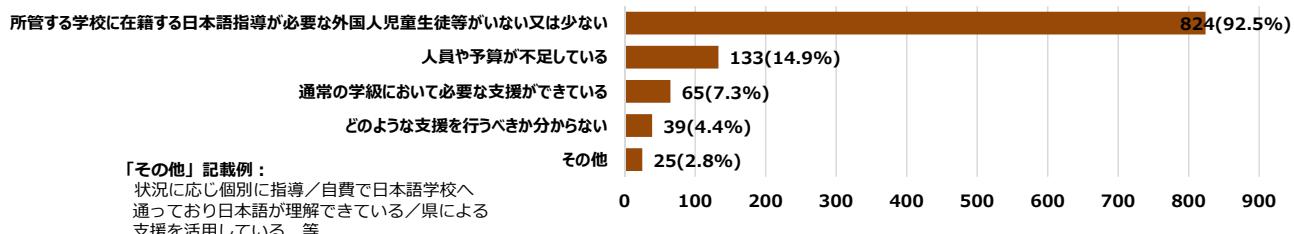


「その他」記載例：

市の教育センターに日本語教室を設置／市の「教育支援員」や「英語推進アドバイザー」が、児童生徒と保護者が文化について理解したり生活習慣を身に付けるための支援を実施／個別に対応／外部の日本語指導団体や国際交流協会と連携／教育委員会が独自に初期適応支援教室を設置／翻訳機能付きタブレット端末等の整備 等

②特段の指導体制を整備していない場合の理由（複数回答）

n=891(①でクを選択)



「その他」記載例：

状況に応じ個別に指導／自費で日本語学校へ通っており日本語が理解できている／県による支援を活用している 等

92

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2年7月1日 文部科学省）

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿**において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく**就学案内の送付**
- 個別の就学奨励の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 幼稚園等への就園機会の確保

(3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用**し、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学の促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

93

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について 関連

94

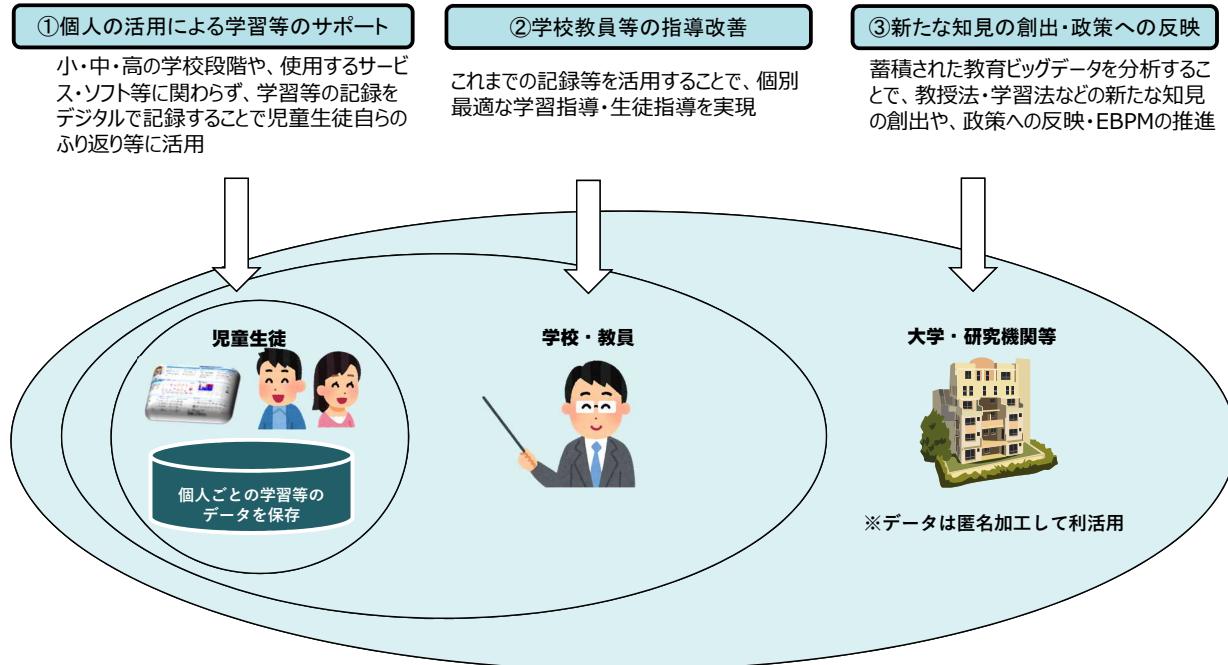
遠隔教育の分類

A 多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育	B 教科等の学びを深める遠隔教育	C 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育
A1 遠隔交流学習 離れた学校の児童生徒同士が交流し、互いの特徴や共通点、相違点などを知り合う。 	B1 ALTとつないだ遠隔学習 他校等にいるALTとつないで、児童生徒がネイティブな発音にふれたり、外国语で会話をしたりする機会を増やす。  	C1 日本語指導が必要な児童生徒を支援する遠隔教育 外国にルーツをもつ児童生徒等と日本語指導教室等をつなぎ、日本語指導の時間をより多く確保する。  
A2 遠隔合同授業 他校の教室とつないで、継続的に合同で授業を行うことで、多様な意見にふれたり、コミュニケーション力を培ったりする機会を創出する。 	B3 免許外教科担任を支援する遠隔授業 免許外教科担任が指導する学級と、当該強化の免許状を有する教員やその学級をつなぎ、より専門的な指導を行う。  	B4 教科・科目を充実するための遠隔授業 高等学校段階において、学外にいる教員とつなぐことで、校内に該当免許を有する教員がいなくても、多様な教科・科目を履修できるようにする。  

95

教育データの利活用のイメージ

日々の学習等によって生じる教育データは、以下の3つの目的に沿って利活用する。



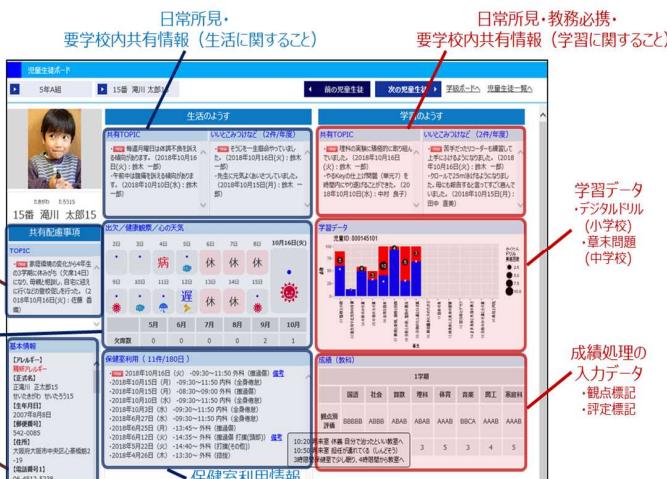
96

学習履歴(スタディ・ログ)等を活用した個別最適な学びの充実

教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ、個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴(スタディ・ログ)等のICTを活用したPDCAサイクルの改善を図ることなどにより、誰一人取り残すことのないよう、個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や学習の改善を図ることが必要。

様々なデータを連携して活用する取組（大阪市：児童生徒ボード）

- 教員が気になる児童生徒の状況を多面的に確認することで、状況を迅速に把握し、きめ細やかな個別指導ができる。
- 学校全体で問題を早期発見し、迅速な対応を取ることができる。



個々の子供に応じた
よりきめ細やかな指導



意見・回答の
即時共有を通じた
効果的な協働学習



個々の子供の状況を
客観的・継続的に把握
(センシング技術)



知識・技能の定着を助ける
個別最適化 (A.I.) ドリル



学習記録データに基づいた、
効果的な問題や興味のある
学習分野等のレコメンド



97

初等中等教育における教育データ標準化

- ✓ 教育データに関して、現時点では先進自治体・学校等が調査研究を行っている段階であり、収集方法、活用方法に様々なバラエティがあり、全国の学校における教育データの収集・利活用にコンセンサスがある状況はない。
- ✓ 一方、「GIGAスクール構想」により小・中学校等の1人1台端末導入が加速し、データの収集・活用に関して一定のルールが必要な緊急の状況がある。
- ✓ このため、教育データ全体の将来的な展望を視野に入れつつも、まず、教育データ標準の枠組みの提示と学習データの起点としての「学習指導要領コード」を「教育データ標準（第1版）として令和2年10月16日に公表。
- ✓ 今後、これまで制度等に基づき学校現場において普遍的に活用されてきたデータ等の標準化（※）について、来年春を目途に「第2版」として公表できるよう検討を進める。また、活用結果を見ながら、必要があれば改訂を行う。
※学校コードは令和2年12月に公表。今後、学校健診情報などに関するデータの標準化を進める。

標準化の枠組み

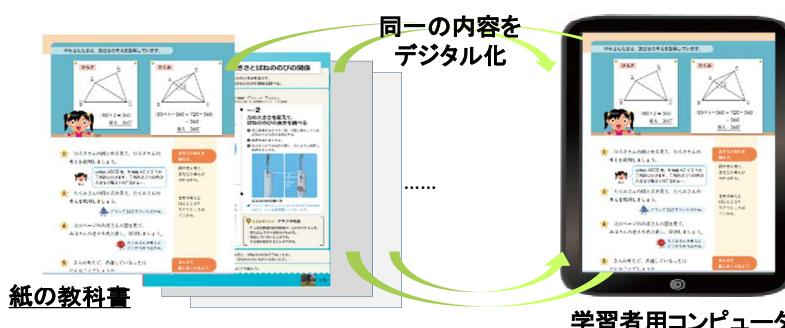
- データの標準化は、教育データの相互流通性の確保が目的であるため、あらゆる取得できる可能性のあるデータを対象に行うのではなく、全国の学校、児童生徒等の属性、学習内容等で共通化できるものを対象とする。
- 教育データを、①主体情報、②内容情報、③活動情報に区分する。
 - ① 主体情報 … 児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。
 - ② 内容情報 … 学習内容等を定義。（「学習指導要領コード」など）
 - ③ 活動情報 … 何を行ったのかを定義。（狭義の学習行動のみだけではなく、関連する行動を含む）



98

学習者用デジタル教科書のイメージ

＜学習者用デジタル教科書＞



＜学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット＞

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**
(例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ
等
- **デジタル教材との一体的使用**
(例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料
等



＜特別支援教育等における活用例＞

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用
等

99

学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令の概要

1. 学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(学習者用デジタル教科書)がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るために必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。
- 視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

2. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第35号)

1. 学習者用デジタル教科書の要件:

- ① 紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録。(ただし、デジタル化に伴い必要となる変更は可能。)
2. 学習者用デジタル教科書を使用する際の基準は告示において定める。
3. 教育課程の全部においても紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる事由:
視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じないこと、これらに準ずるもの。

3. 学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件(平成30年文部科学省告示第237号)

1. 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準:

- ① 紙の教科書と学習者用デジタル教科書を適切に組み合わせ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業は、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと。
- ② 児童生徒がそれぞれ紙の教科書を使用できるようにしておくこと。
- ③ 児童生徒がそれぞれのコンピュータにおいて学習者用デジタル教科書を使用すること。
- ④ 採光・照明等に関し児童生徒の健康保護の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ コンピュータ等の故障により学習に支障が生じないよう適切な配慮がなされていること。
- ⑥ 学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の効果を把握し、その改善に努めること。

※令和2年12月、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において、「学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準の見直しについて」がとりまとめられたことを受け、令和3年4月より、「各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと」とする基準については撤廃することを予定している。

2. 児童生徒の学習上の困難を低減させるため紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準

(1. の基準に加え):

- ① 障害等の事由に応じた適切な配慮がなされていること。
- ② 紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業が、各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

施行日

平成31年4月1日

10
0

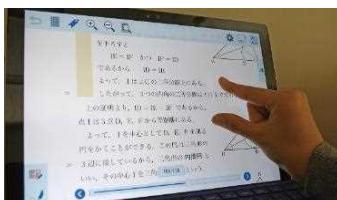
学習者用デジタル教科書を活用した学習方法の例

(学習者用デジタル教科書実践事例集より)

学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することにより可能となる学習方法の例

- は特に、特別な配慮を必要とする児童生徒等にとって、学習上役立つ機能。

1 | 拡大



教科書を拡大して表示することができます。

2 | 書き込み



教科書にペンやマーカーで簡単に書き込むことができます。

3 | 保存



教科書に書き込んだ内容を保存・表示することができます。

4 | 機械音声読み上げ



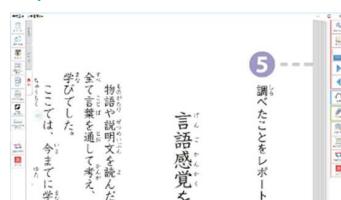
教科書の文章を機械音声で読み上げることができます。

5 | 背景文字色の変更・反転



教科書の背景色・文字色を変更・反転することができます。

6 | ルビ

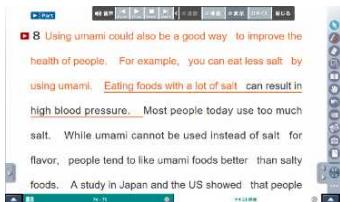


教科書の漢字にルビを振ることができます。

101

学習者用デジタル教科書と他のデジタル教材を一体的に使用することで、可能となる学習方法の例。

7 | 朗読



音読・朗読の音声やネイティブ・スピーカー等が話す音声を教科書の文章に同期させつつ使用することができます。

9 | 動画・アニメーション等



教科書に関連付けて動画・アニメーション等を使用することができます。

8 | 本文・図表等の抜き出し



教科書の文章や図表等を抜き出して活用するツールを使用することができます。

10 | ドリル・ワークシート等



教科書に関連付けてドリル・ワークシート等を使用することができます。

学習者用デジタル教科書と他のICT機器等を一体的に使用することで、可能となる学習方法の例。

大型提示装置による表示



児童生徒の手元の画面を大きく表示することができます。

ネットワーク環境による共有



授業支援システム等を活用し、児童生徒の手元の画面を共有することができます。

102

学校種別 学習者用デジタル教科書の整備状況

R2年3月1日現在

学校種	学校数 校	学習者用デジタル教科書					
		整備 している 校	割合 B %	意向はあるが 整備できていない 校	割合 C %	整備 していない 校	割合 D %
小学校	19,179	1,478	7.7%	5,318	27.7%	12,383	64.6%
中学校	9,285	851	9.2%	2,245	24.2%	6,189	66.7%
義務教育学校	91	8	8.8%	25	27.5%	58	63.7%
高等学校	3,548	186	5.2%	650	18.3%	2,712	76.4%
専門学科・総合学科 単独及び複数学科設置校	1,856	89	4.8%	356	19.2%	1,411	76.0%
中等教育学校	32	1	3.1%	12	37.5%	19	59.4%
特別支援学校	1,084	93	8.6%	221	20.4%	770	71.0%
合計	33,219	2,617	7.9%	8,471	25.5%	22,131	66.6%

※「学習者用デジタル教科書」は、紙の教科書の内容を全て記載し、教育課程の一部または全部において、学校で使用している紙の教科書に代えて児童生徒が使用できるものをいう。

令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(令和2年3月現在)[確定値]より引用

103

ICT活用教育アドバイザー、GIGAスクールサポートー、ICT支援員の概要

ICT活用教育アドバイザー

<事業の流れ>

国がアドバイザーを手配し、各教育委員会等に対し、派遣やオンラインで環境整備やICTを活用した指導方法など、教育の情報化に関する全般的な助言・支援を行う
※ アドバイザー：大学教員や先進自治体職員など、教育の情報化の知見を有する者

<主な業務内容>

ICT環境整備の計画、端末・ネットワーク等の調達方法、セキュリティ対策、ICT活用（遠隔教育含む）に関する助言 等

<令和2年度予算額：「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」（4.5億円）の内数>

<令和3年度予算額（案）：「GIGAスクールにおける学びの充実」（4億円）の内数>

令和2年5月11日より
相談窓口開設



GIGAスクールサポートー

<事業の流れ>

各教育委員会等が国の補助金等を活用して、サポートーを募集・配置し、学校におけるICT環境整備の初期対応を行う
※ サポートー：ICT関係企業OBなど、ICT環境整備等の知見を有する者

<主な業務内容>

オンライン学習時のシステムサポート、ヘルプデスクによる遠隔支援、通信環境の確認、端末等の使用マニュアル・ルールの作成 等



ICT支援員

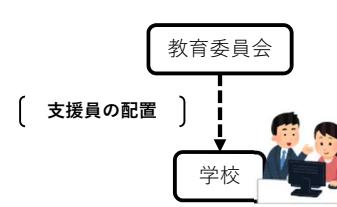
<4校に1人分、地方財政措置>

<事業の流れ>

各教育委員会等が地方財政措置を活用して支援員を募集・配置し、日常的な教員のICT活用の支援を行う
※ 支援員：業務に応じて必要な知見を有する者

<主な業務内容>

授業計画の作成支援、ICT機器の準備・操作支援、校務システムの活用支援、メンテナンス支援、研修支援 等



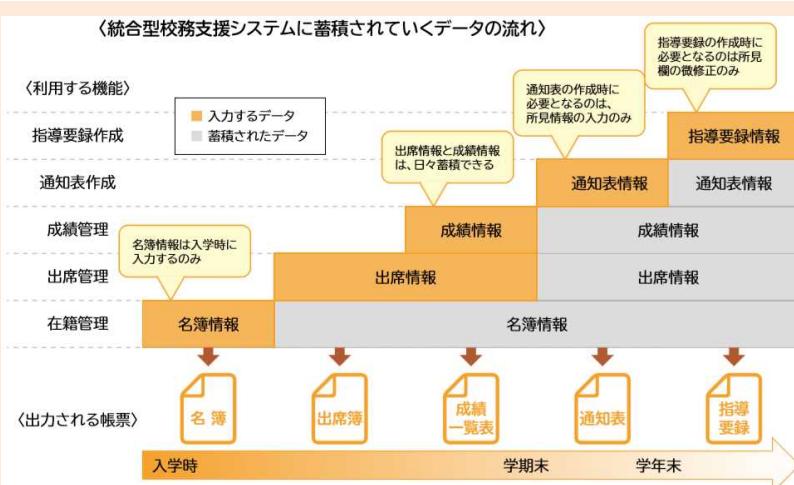
104

統合型校務支援システムについて

- 「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのこと
- 教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とし、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効である。
- 小規模自治体の負担や、教員の異動等を踏まえると、教員の業務負担軽減に向けては、都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進が有効。

【統合型校務支援システムの活用例（在籍管理から指導要録の作成まで）】

在籍管理 > 出席管理 > 成績処理 > 通知表の作成 > 指導要録の作成



左図のように、統合型校務支援システムに登録された各種情報は蓄積されていくため、例えば、在籍情報を入学時に一度入力すると、出席簿の作成、成績表等の作成、通知表の作成、指導要録の作成と、それぞれのタイミングで必要となる情報を付加するだけで、各種書類を作成できる（情報の再入力が不要）ことがメリットである。

児童生徒の進級とともに学年横断的に蓄積されていくデータを活用することで、調査書等の各種書類の作成を効率的に行うことができる。

105

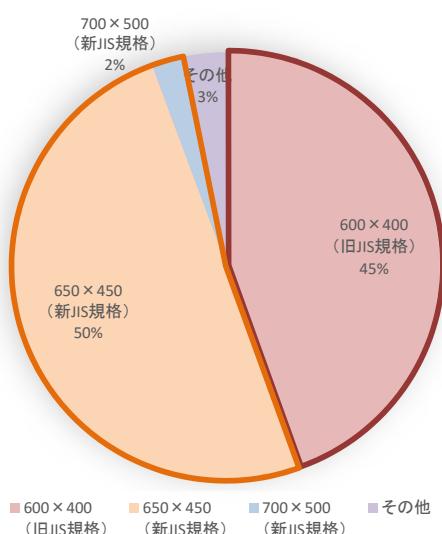
7. 新時代の学びを支える環境整備について 関連

106

教室用机の状況

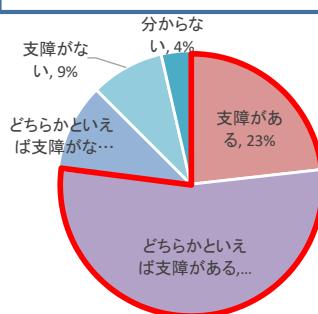
1. 小中学校の教室用机の使用状況

旧JIS規格の机(幅600mm×奥行400mm)と新JIS規格の机(幅650mm×奥行450mm等)の使用状況は概ね半々



2. 旧JIS規格の教室用机における支障※の実態(ICT活用時)

旧JIS規格の机では約8割の学校が支障を感じている

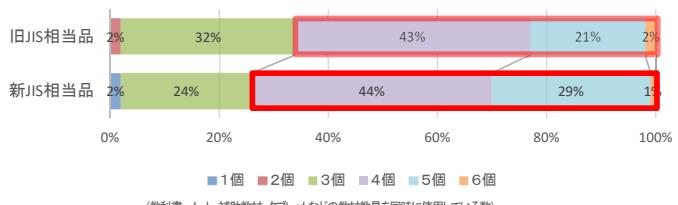


※調査時に提示した支障の例

ICTを活用した授業の際に、机の大きさが原因で、机の上で教材等を自由に広げることができない、教材等が落ちてしまうなど

3. ICTを活用した授業における机上の状況

多くの学校で机の大きさに関わらず4個以上の教材を使用している。旧JIS規格の机に比べ、新JIS規格の机の方がより多くの教材等を同時に活用している



(出典)「新しい時代の学びに対応した学校施設を検討するための基礎的調査」(国立教育政策研究所文教施設研究センターが実施した抽出調査(令和2年9月24日暫定値)等を基に文部科学省作成

107

公立学校施設の空調設備の設置状況

空調（冷房）設備※1の設置状況

公立小中学校の普通教室への空調設置率は92.8%である。

学校種	室の種類	保有室数	設置率	
			うち設置済室数	
小中学校	普通教室	382,666	354,998	92.8%
	特別教室	372,309	206,663	55.5%
	体育館等	33,132	1,759	5.3%
幼稚園	保育室	13,664	12,970	94.9%
	保育室外の諸室	6,233	4,866	78.1%
	体育館等	1,619	1,226	75.7%
高等学校	普通教室	64,792	56,355	87.0%
	特別教室	119,986	56,180	46.8%
	体育館等	10,136	338	3.3%
特別支援学校	普通教室	28,872	27,387	94.9%
	特別教室	20,382	17,208	84.4%
	体育館等	1,120	245	21.9%

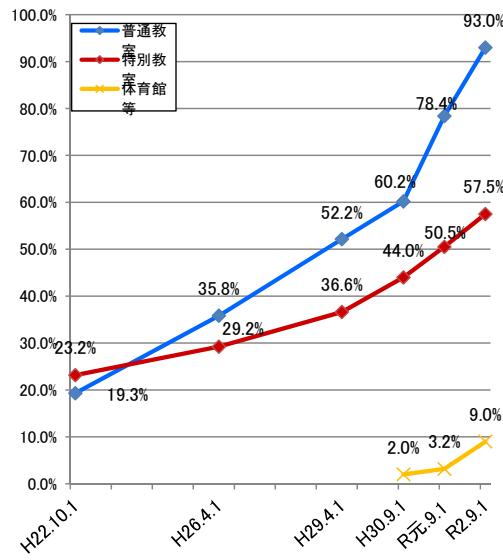
※1 冷房機能を有した設備(スポットクーラーを含む。)

※2 義務教育学校については小学校に、中等教育学校の前期課程は中学校に、同後課程は高等学校に、幼保連携型認定こども園は幼稚園に、それぞれ含む

公立小中学校等※の空調(冷房)設備設置状況の推移

※「ブロック塲・冷房設備対応臨時特例交付金」(平成30年度補正予算)の対象となった学校種
(公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園等)

公立小中学校等の普通教室への空調設置率は93.0%で、前回調査からの上昇率は14.6ポイントである。



(出典)公立学校施設の空調(冷房)設備の設置状況調査(令和2年9月1日時点)

108

公立学校施設のトイレの状況調査

公立学校施設のトイレ※1の状況

	洋便器数(基)	和便器数(基)	合計(基)	洋便器率	H28年調査(上昇幅) ※4
小中学校 ※2	773,682	583,317	1,356,999	57.0%	43.3% (+13.7ポイント)
幼稚園※3	31,605	10,070	41,675	75.8%	—
特別支援学校	38,236	9,891	48,127	79.4%	—
合計	843,523	603,278	1,446,801	58.3%	—

※1 多目的トイレ(多目的トイレ・障害者トイレ・だれでもトイレ等)を含む、男子トイレの小便器は対象外。

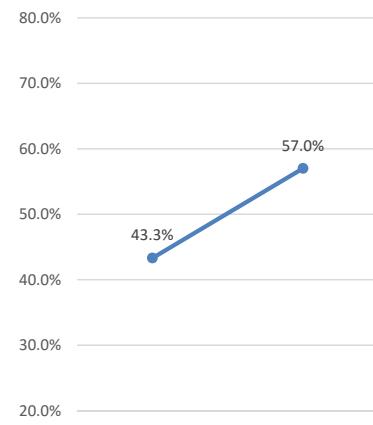
※2 義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。

※3 幼保連携型認定こども園を含む。

※4 H28年度は小中学校のみ調査。

公立小中学校の洋便器率は57.0%で、H28年調査からの上昇幅は13.7ポイントである。

公立小中学校の洋便器率の推移



(出典)公立学校施設のトイレ状況調査(令和2年9月1日時点)

109

公立小中学校等施設のバリアフリー化の状況

校舎

	学校数	車椅子使用者用トイレ		スロープ等による段差解消				エレベーター (1階建ての建物のみ保有する学校を含む)			令和2年5月1日現在 うち 1階建て
				C	C/A	D	D/A				
		A	B	B/A	E	E/A					
全体	28,156	18,359	(65.2%)	22,111	(78.5%)	16,122	(57.3%)	7,634	(27.1%)	248	
うち 要配慮者 在籍 ^{※1}	6,303	4,970	(78.9%)	5,395	(85.6%)	4,576	(72.6%)	2,568	(40.7%)	26	
うち 避難所 ^{※2}	22,669	15,166	(66.9%)	17,939	(79.1%)	13,278	(58.6%)	6,118	(27.0%)	157	

屋内運動場

	学校数	車椅子使用者用トイレ		スロープ等による段差解消				エレベーター (1階建ての建物のみ保有する学校を含む)			令和2年5月1日現在 うち 1階建て
				C	C/A	D	D/A				
		A	B	B/A	E	E/A					
全体	27,890	10,299	(36.9%)	20,747	(74.4%)	15,884	(57.0%)	18,387	(65.9%)	17,060	
うち 要配慮者 在籍 ^{※1}	6,278	2,638	(42.0%)	5,039	(80.3%)	4,126	(65.7%)	3,977	(63.3%)	3,514	
うち 避難所 ^{※2}	26,439	9,830	(37.2%)	19,791	(74.9%)	15,201	(57.5%)	17,362	(65.7%)	16,078	

※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校。

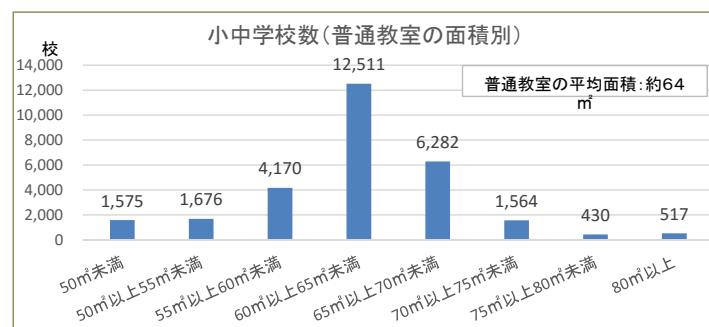
※2 避難所に指定されている学校。

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく避難所を含む。

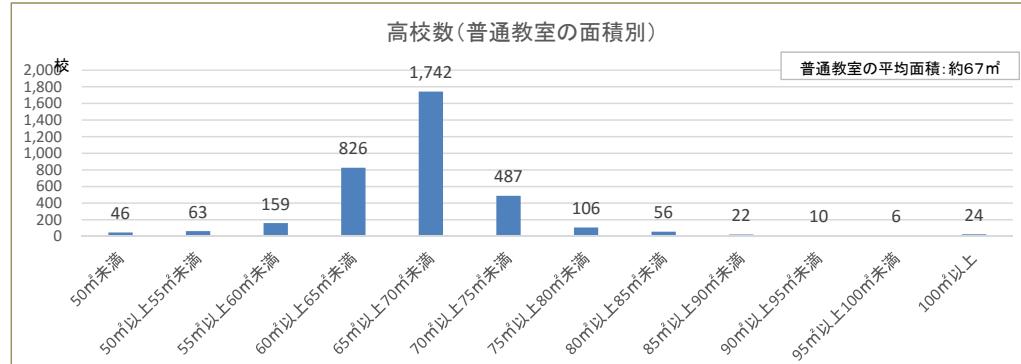
110

公立学校施設の普通教室面積の状況

普通教室の面積別学校数



小中学校の普通教室の平均面積は約64m²である。約7割の教室が65m²未満、75m²以上の教室は約3%となっている。



※ 令和元年度公立学校施設実態調査より、普通教室の総面積を普通教室の保有教室数で除した数値を面積別に学校数を計上

※ 学校設置者において、普通教室の総面積又は普通教室の保有教室数に数値が入力していない場合はデータより除外

(出典)令和元年度公立学校施設実態調査

111

多様な学習活動にフレキシブルに対応できる 空間(オープンスペース)の整備事例

■八千代市立萱田南小学校 (千葉県八千代市)



▲普通教室は廊下を介してオープンスペースとつながっている。



▲普通教室。可動式の家具で廊下との間を仕切っている。



▲オープンスペース。

■糸魚川市立糸魚川小学校 ひすいの里総合学校 (新潟県糸魚川市)



▲普通教室はロッカースペースをはさんでオープンスタイル。



▲教室前の広々としたオープンスペース。学年ごとの集会も可能。

■近江八幡市立桐原小学校 (滋賀県近江八幡市)



▲広々とした廊下は、場面によって扉を開閉して柔軟に利用。

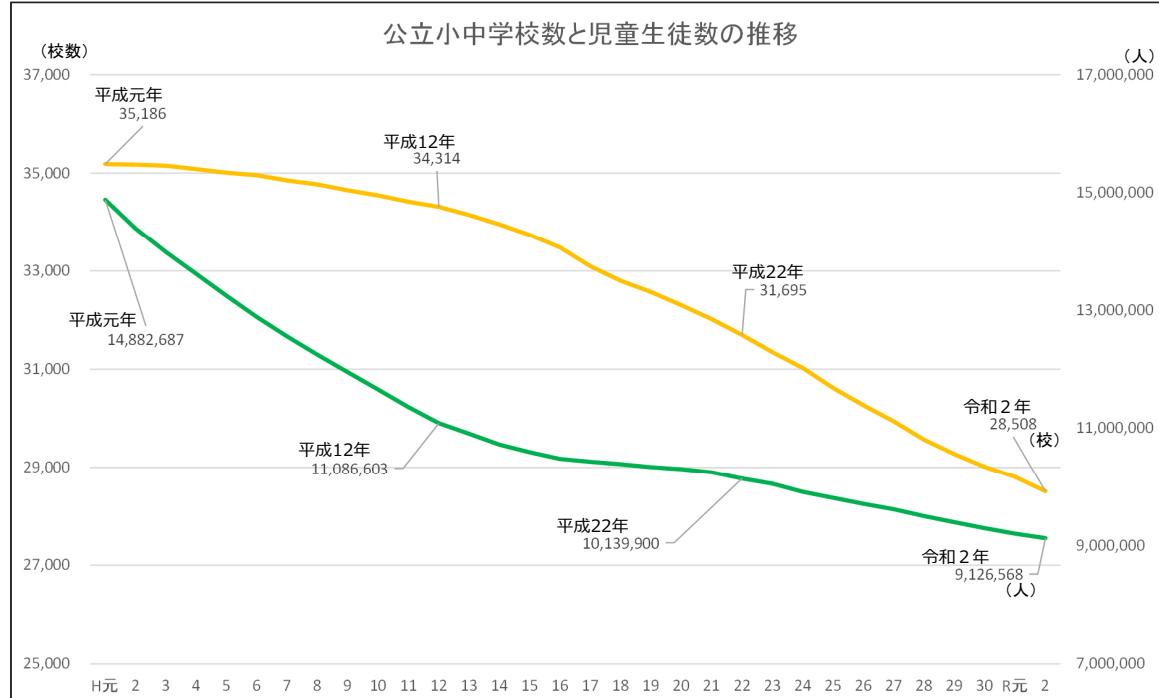
112

8. 人口動態を踏まえた学校運営や 学校施設の在り方について 関連

113

公立小中学校数と児童生徒数の推移(H元～R2)

- 過去10年間で公立小中学校の学校数は10.1%(3,187校)減少。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は10.0%(1,013,332人)減少。
- 1市町村に1小学校1中学校等という市町村は233(13.3%)※1ある。



出典:文部科学省 学校基本調査

※1については令和元年度 学校基本調査

114

平成30年度学校規模の適正化及び少子化に対応した 学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

調査対象／調査時点:全市区町村／平成30年8月1日、全都道府県／平成30年10月22日

※各自治体からの回答のうち主たるもの

主なポイント

都道府県調査

■ 域内の市区町村における小中学校の規模適正化に関する現状認識

- すべての市区町村において検討課題 4%
- 半分以上の市区町村において検討課題 77%
- 一部の市区町村において検討課題 19%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

- 積極的に支援している 11% / 要請に応じて支援している 79%
- (内容)・激変緩和のための学習面・生活面の支援の観点から的人事面での措置 52%
・統合校の教職員定数減の緩和措置 52% 等

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

- 行っている 85%
(内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 83% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- 教職員定数の加配措置による支援 98%
- 施設整備への補助 85%
- スクールバス導入費用への補助 81%
- 統合が困難な小規模校等への支援の充実 64% 等

市区町村調査

■ 学校規模の適正化を図る上で課題や懸念

- 保護者や地域住民との合意形成 90%
- 地域コミュニティの維持 62%
- 地理的要因、交通事情 60% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- 教職員定数の加配措置による支援 82%
- 施設整備への補助 77%
- スクールバス導入費用への補助 59% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- 校舎の新增築・改修事業への補助 73%
- 事務量・調整業務増に対する人事面での措置 61%
- スクールバス・ポートへの補助 58%
- 統合校の教職員定数減の緩和措置 57%
- 通学対策事業への補助 55%
- 学習・生活面の支援に係る人事面での措置 55% 等

■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための都道府県からの支援の要望

- ・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 75% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

- 積極的に取り組んでいる 28% / 取り組んでいる 55%
- (内容)・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 83%
・きめ細かな指導の徹底 81%
・意図的に全員に様々な役割を経験させる 67%
・体験的な学習、校外学習の頻繁な実施 56%
・保護者地域と連携した効果的な生徒指導・進路指導 52% 等

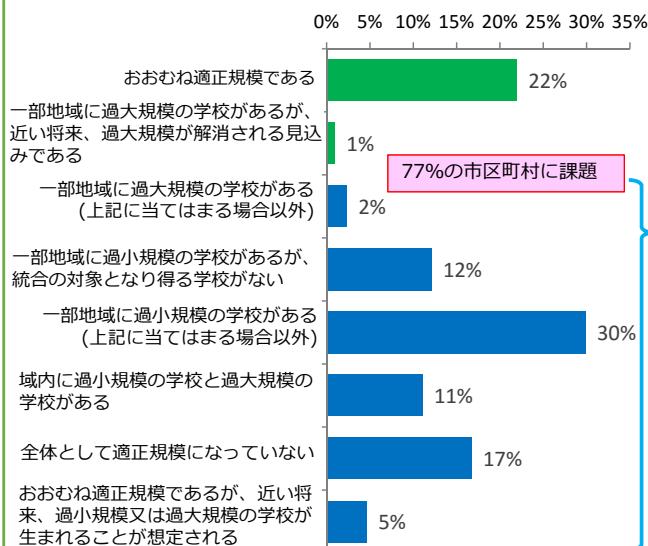
■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

- 積極的に取り組んでいる 20% / 取り組んでいる 58%
- (内容)・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施 73% 等

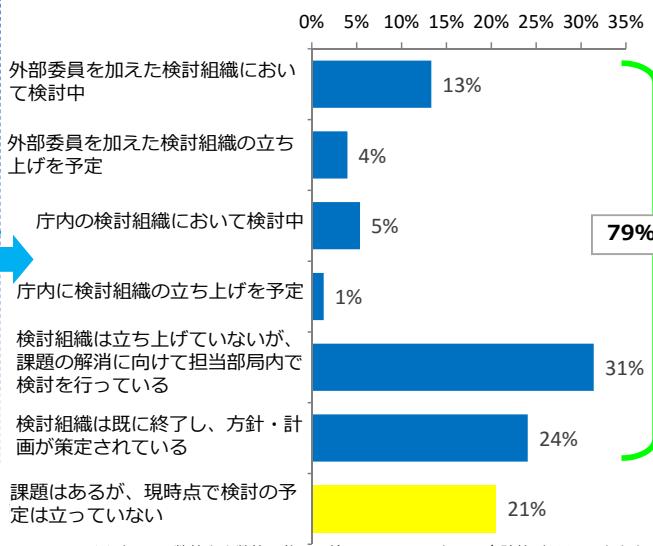
115

市区町村における学校規模に関する認識と検討状況

◆市区町村の域内の学校の適正規模に関する認識



◆課題を認識している市区町村の課題解消に向けた検討状況



<経済・財政再生計画 改革工程表(KPI)>

◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

※KPIの定義等 学校規模について課題を認識している市区町村のうち、課題解消に向けた検討に着手しているものと、既に検討が終了しているものの合計が占める割合

2014(平成26)年度 46% → 2016(平成28)年度 58% → 2018(平成30)年度 79% → 2021年度 100%

※1「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」における目標値 ※2「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」における目標値

116

市区町村 統合事例

■ 統合事例件数 平成29、30年度の2年間
277件 (689校 → 283校)

【統合して開校した年度】

- 平成29年度 127件
- 平成30年度 148件
- その他（複数年度に渡って計画的に統合した事例） 2件

【統合の基本的な形態】

- 小学校同士の統合 184件
- 中学校同士の統合 55件
- 小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 29件
- 施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、中学校同士の統合 9件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

- 統合前 97件 → 統合後 203件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- 小学校 30分以上40分未満 36%
- 20分以上30分未満 30%
- 中学校 30分以上40分未満 41%
- 40分以上50分未満 20%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- 統合前の学校のうちの一つの敷地 83%
- 上記以外の別敷地 17%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- 新增築 23%
- 改修 20%
- 改修+増築 9%
- 特になし 48%

【統合に伴い、多額の費用を要したもの、統合前後を比較して大幅に費用の変動が生じたもの】

- 校舎等の新增築、改修、解体 140件
平均 134,241万円
- スクールバスの導入、運行、維持管理 70件
平均 2,274万円

■ 統合前後における教職員の人数の変動

【小学校】(2校を統合した場合の平均)

- 統合前の教職員数 32.8人 → 統合後の教職員数 25.2人

【中学校】(2校を統合した場合の平均)

- 統合前の教職員数 35.7人 → 統合後の教職員数 25.7人

117

小中連携教育、小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

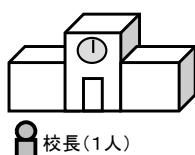
小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

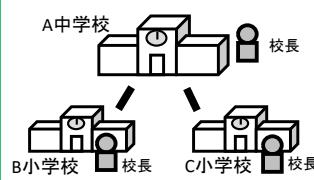
- ・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、一つの教職員組織
- 修業年限: 9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

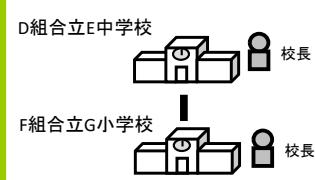
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

- 例・総合調整を担う校長を定める
- ・学校運営協議会の合同設置
- ・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

118

小中一貫教育に関する制度の類型

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	一	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体化的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体化のマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

119

義務教育学校の状況と小中一貫教育を行う学校数

義務教育学校

学校数 (校)

国立	4
公立	121
私立	1
計	126

(国立:4 公立:121 私立:1)

小中一貫型小学校・中学校(施設形態別)

小学校

(校)

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他	計
国立	1	—	—	—	1
公立	98	38	593	6	735
私立	8	—	1	—	9
計	107	38	594	6	745

【施設一体型】

小中一貫教育を実施する学校について、校舎の全部が一体的に設置されているもの（複数の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。）

【施設隣接型】

小中一貫教育を実施する学校について、同一の敷地または隣接する敷地に、複数の校舎が隣接して設置されているもの

【施設分離型】

小中一貫教育を実施する学校について、隣接していない異なる敷地に、複数の校舎が分離して設置されているもの（ともに小中一貫教育を実施する同一学校種の校舎が分離して設置されている場合を含む。）

【その他】

上記3類型に当てはまらないもの

中学校

(校)

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他	計
国立	1	—	—	—	1
公立	96	38	282	4	420
私立	8	—	1	—	9
計	105	38	283	4	430

出典：文部科学省 令和2年度 学校基本調査

120

公立小中学校の耐震化の状況

構造体の耐震化

(出典) 令和2年度公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査

○ 耐震化率: 99.4% (前年度 99.2%)

(114,389棟/115,063棟)

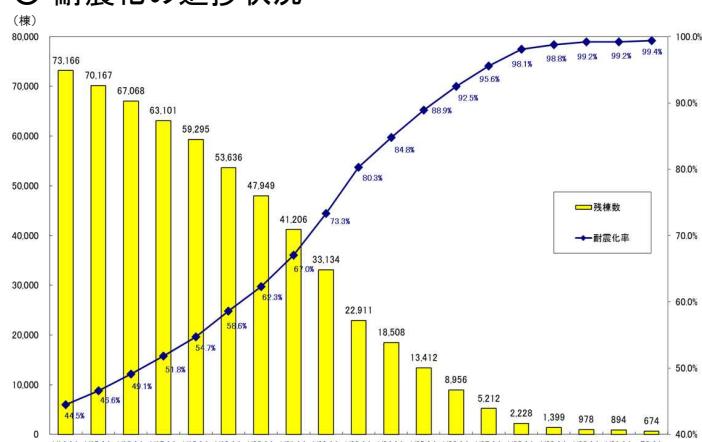
○ 耐震性がない建物

(耐震診断未実施の建物を含む): 674棟
(前年度 894棟)

○ 各自治体の耐震化の状況

	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
耐震化率100%達成	1,643自治体 (92.0%)	1,663自治体 (93.2%)
耐震化未完了	142自治体 (8.0%)	121自治体 (6.8%)

○ 耐震化の進捗状況



吊り天井等の落下防止対策

○ 吊り天井等の落下防止対策実施率: 99.2% (前年度 98.9%)

○ 対策が未実施の吊り天井等を有する屋内運動場等: 271棟 (全棟数32,090棟の0.8%)

吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策

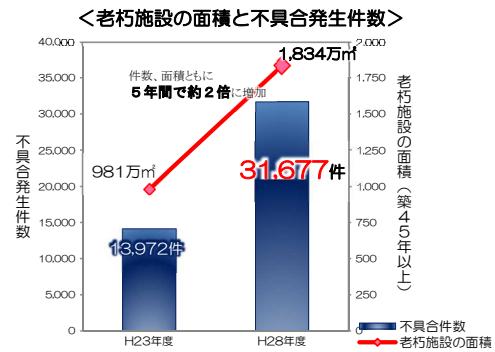
○ 耐震点検実施率: 92.6% (26,201校/28,295校) (前年度88.9%)

○ 耐震対策実施率: 48.2% (13,630校/28,295校) (前年度43.0%)

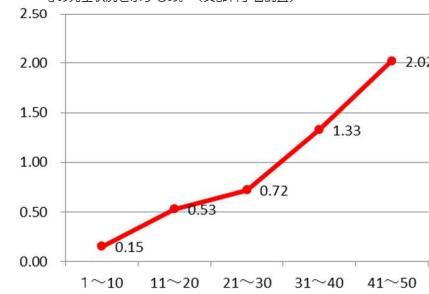
121

公立小中学校の老朽化の状況

公立小中学校の校舎は昭和40年代後半から50年代に建設された施設が多く、築25年を経過しているものが約8割



<築年数と安全面の不具合発生率>
抽出調査（調査対象47市町村が設置する公立小中学校3,535校）。グラフは外部・内部・設備改修を行ったものを除いた保有施設面積と安全面の不具合等の発生状況を示すもの。（文部科学省調査）



劣化による配管破損



老朽化により手すりが落下

122

防災機能の保有状況

防災機能の保有状況

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、学校施設における防災機能の強化が必要。

【避難所に指定されている学校の防災機能の保有状況】

(平成31年4月現在)

学校種別	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
全公立学校数及び避難所指定学校数				
全公立学校数	28,613校 (100%)	3,599校 (100%)	1,073校 (100%)	33,285校 (100%)
避難所指定学校数	27,149校 (94.9%)	2,712校 (75.4%)	488校 (45.5%)	30,349校 (91.2%)
各防災機能の保有学校数と避難所指定学校数に対する割合				
備蓄倉庫	21,762校 <80.2%>	1,596校 <58.8%>	335校 <68.6%>	23,693校 (78.1%)
飲料水	20,459校 <75.4%>	1,583校 <58.4%>	335校 <68.6%>	22,377校 (73.7%)
非常用発電機等	16,601校 <61.1%>	1,498校 <55.2%>	369校 <75.6%>	18,468校 (60.9%)
L Pガス等	16,016校 <59.0%>	1,083校 <39.9%>	242校 <49.6%>	17,341校 (57.1%)
災害時利用通信	22,423校 <82.6%>	1,787校 <65.9%>	319校 <65.4%>	24,529校 (80.8%)
断水時のトイレ	16,263校 <59.9%>	1,169校 <43.1%>	275校 <56.4%>	17,707校 (58.3%)

※ 小・中学校には、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）を含む。

※ 高等学校には、中等教育学校（後期課程）を含む。

※ 避難所には、災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく「避難所」を含む

※ ハード面の整備状況だけではなく、ソフト面での取組を含めた保有状況

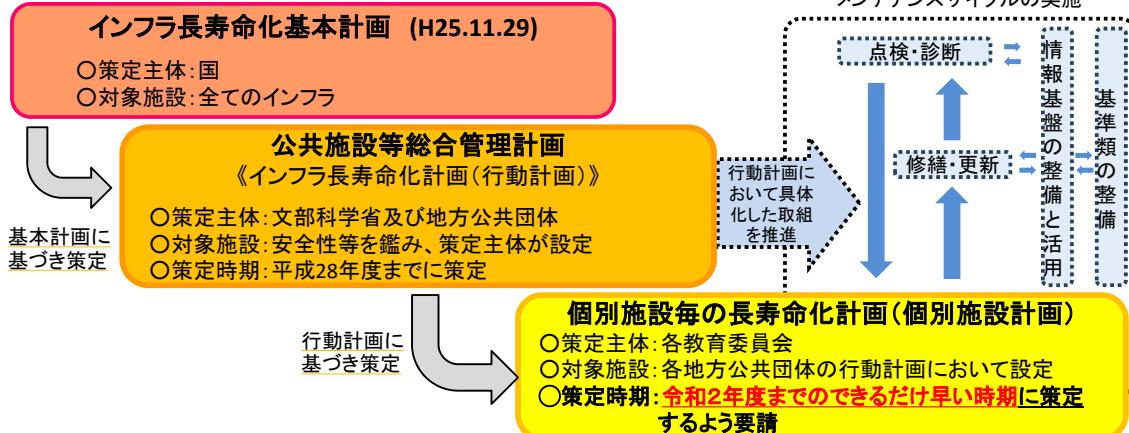
（出典）避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（文部科学省）

123

学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)

- 国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)等に基づき、各地方公共団体等が「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定するもの。
- 学校施設の個別施設計画は、児童生徒や教職員等の安全・安心を確保し、各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図るなど、戦略的に施設整備を進める点で重要なもの。

○インフラ長寿命化基本計画の体系(公立小中学校の場合)



※ 公共施設の4割を占める学校施設の状況は、公共施設等総合管理計画においても重要な検討材料。
可能な限り速やかに検討に着手することが重要。

→計画策定後も、最新の教育動向や地域の実態に応じて、子供たちの多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化、小中一貫教育の導入や学校規模適正化、他の公共施設との複合化・共用化などの方針について、**個別施設計画に隨時反映し、計画的・効率的な施設整備を進めていくことが重要。**

124

学校施設の複合化の実施状況

公立学校施設を複合化した公共施設等の種類別件数(延べ数)

施設区分	文教施設					社会福祉施設						
	社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			老人福祉施設			
施設種別	図書館	公民館等*1	博物館等*2	プール	体育館等*3	放課後児童クラブ	保育所	児童館等*4	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター等*5	障害者支援施設等*6	その他の社会福祉施設
小学校	38	383	17	18	42	6,294	97	354	0	98	10	11
中学校	7	60	5	14	68	39	15	7	2	13	1	3
計	45	443	22	32	110	6,333	112	361	2	111	11	14

*1 公民館、集会所、コミュニティ施設等

*2 博物館、文化施設等

*3 体育館、武道館等

*4 児童館、児童発達支援センター等

*5 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター等

*6 地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等

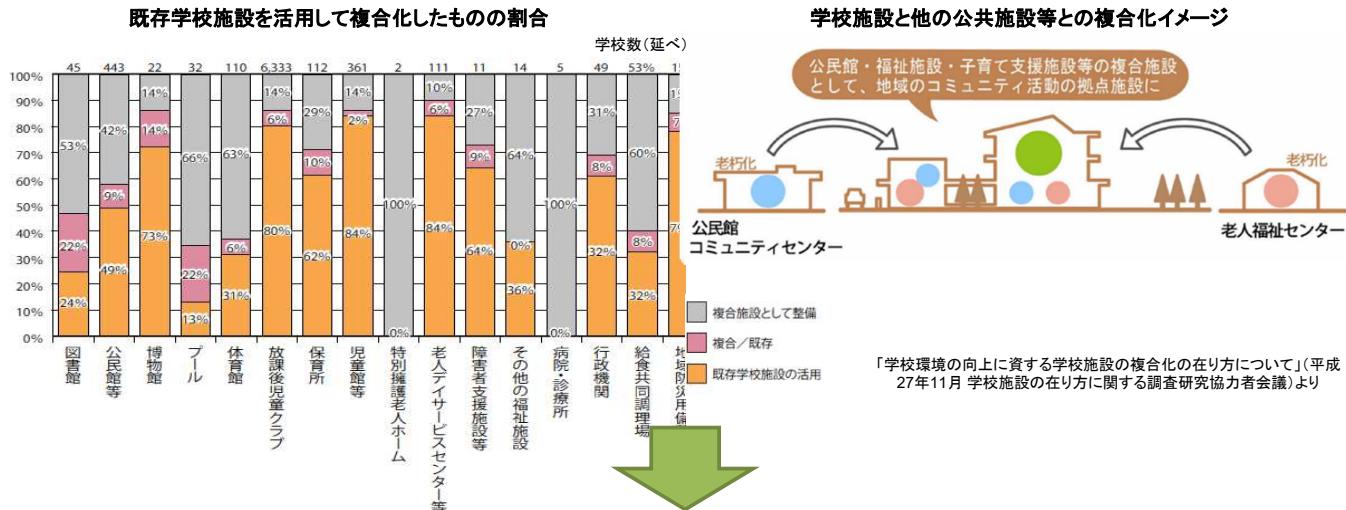
文教施設・社会福祉施設以外の施設						計
病院・診療所	行政機関	給食共同調理場	地域防災用備蓄倉庫	民間施設	その他	
3	32	99	4,036	5	16	11,553
2	17	54	1,517	1	16	1,841
5	49	153	5,553	6	32	13,394

(平成26年5月1日時点 文部科学省調べ)

125

学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながることが期待される。



個別施設計画を実効性のあるものとするためには、少子化に対応した学校づくりや、学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について、地域の実情に応じて検討し、その結果を計画に反映させることが重要。

126

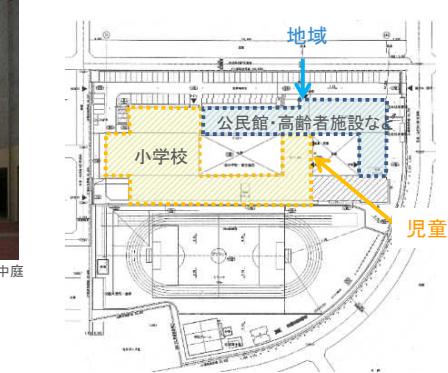
学校施設の複合化の事例 埼玉県吉川市立美南小学校

(老人福祉施設、子育て支援センターとの複合施設)



学校の特別教室と公民館の間に設けられた学校と地域が共有する中庭

- 学校規模／17学級527名
(特別支援学級／2学級(5名))
- 複合施設(床面積)／
小学校 (8,134m²)
公民館 (299m²)
高齢者ふれあい広場 (182m²)
子育て支援センター (105m²)
学童保育室 (358m²)
- 整備時期／平成24年
- 構造／RC造 地上3階



施設整備の背景

* 美南小学校が立地する美南地区は、新興住宅地であり、人口が急増している。学校をはじめ既存の公共施設がないため、より広範囲の地域のニーズを踏まえ、学校とその他の公共施設との複合施設として整備した。

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
老人福祉施設	市長部局	社会福祉協議会
子育て支援センター	市長部局	NPO法人
学童保育	市長部局	市長部局

→ 児童 黄色枠 小学校 橙色枠 学童 緑色枠 公民館
→ 地域 青色枠 老人福祉施設 棕色枠 子育て支援センター

○公共施設の整備

- ・新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設の整備と併せて実施
- ・地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用する施設を複合化
- ・小学校の特別教室や体育館を地域開放することを前提として整備



- ・新興住宅地における学校施設の整備を、他の公共施設と併せて実施
- ・各公共施設を単体で整備するよりも、財政的な負担が軽減

○施設の配置・動線

- ・地域の利用者が利用する各施設や学校開放にも使用する特別教室は1階に配置し、普通教室や職員室などの諸室は2階以上に配置することで管理をしやすくしている。
- ・1階の中庭は学校と地域の利用者が自然に交流できるスペースとして設置している。



地域利用者の一般出入口には受付を設けている



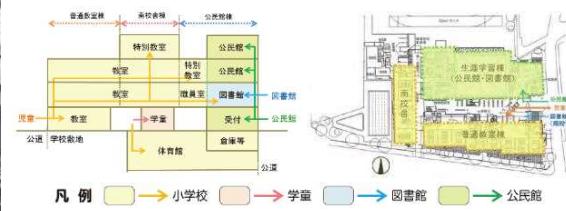
子育て世代・共働き世代が増加する地域の実情に応じた施設を整備
(左: 子育て支援センター、右: 学童保育室)



127

学校施設の複合化の事例 埼玉県志木市立志木小学校

(公民館、図書館との複合施設)



普通教室棟と生涯学習棟をつなぐ2階テラスとブリッジ。

- 学校規模／22学級 677名 (特別支援学級 2学級 7名)

- 複合施設 (床面積) /

小学校 (10,489m²)

公民館 (1,704m²)

図書館 (1,034m²)

- 整備時期／平成 15年

- 構造／SRC 造地下2階地上4階

児童による貸出し業務体験もできるなど、複合した公共図書館を利用する児童が多い



校内のチャレンジコーナーには専門職員が厳選した図書が並ぶ

○相互活用・交流活動

学校と社会教育施設の学社融合施設として、設備も人も活用した独自のカリキュラムにより、学習内容や活動の幅を広げる

<図書館の活用>

- ・小学校は、資料の豊富な公共図書館も活用可能（本の貸出だけでなく、1日約3クラスが授業でも利用。）
- ※校内の各階には、各学年の学習状況に応じた本を揃えたチャレンジコーナーを設置

<公民館や利用者の活用>

- ・音楽室やPCルーム、ホール等は共有で使用
- ・小学校のクラブ活動や課外活動を、公民館の利用団体が支援

- ・公共施設の有効活用により、児童と地域の人々の学習機会も向上
- ・日常的に公共施設を利用したり、地域の人々と交流したりすることで、自然と社会性が身に付く

施設整備の背景

* 志木小学校と、近接する公民館・図書館の建物の老朽化・耐震化問題の解決策として、学社融合施設とする案が浮上。

* 地域に開かれた学校として、児童と地域の人々が直接交流の機会をもつことで、学習の相乗効果が現れることを期待した。

* 既存校舎のうち、北・西校舎は取り壊し、南校舎は耐震補強をし残すこととした。

○管理・運営体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
図書館	教育委員会	教育委員会
学童保育クラブ	市長部局	市長部局

○防犯対策

児童と公民館・図書館利用者との動線はあえて明確に分けて、大人の目で児童を守るという方針で運営



<背景>

- ・地域で学校の児童を守ろうという意識が強い地域である（防犯対策については、あらかじめ地域と話し合い理解を得ている）
- ・ガラス張りの壁等、見通しのよい施設であり、目が届きやすい
- ・教職員だけでなく複数の施設の職員で一緒に児童を見ている



- ・ハードとソフトを組み合わせた柔軟な防犯対策をとることで、児童の活動範囲を広げることができている

128

学校施設の集約化・共用化等について

茨城県 下妻市 (プールの共用化事例)

○下妻市の小中学校プールの多くが昭和40年代に建設され、築後50年を迎える。

○校舎や屋内運動場の耐震化を最重要課題として、耐震補強・改築に加え、大規模改修を進めてきたが、プール施設については、大規模改修工事は未実施であり、予算的にも予防保全を行うことは難しく、不具合が起こる度に修繕を行うサイクルになっていた。

○プール施設の老朽化が激しい要因としては、全て屋外プールであるため、風雨や紫外線にさらされ、防水塗装やプールサイドのタイル等が劣化していた。

○プールの使用期間(例年6月上旬から夏休み前までの7週間程度)における各校プールの稼働率※についても低い状況であった。

※ 稼働率

夏季(6月～7月3週目までの7週間)の授業210時間(1日6時間×平日5日×7週)に対し、2学級で同時授業を行うこととした場合の12時間水泳授業を実施する必要時間(学級数÷2学級×12時間)の割合。例:(20学級÷2学級(同時授業)×12時間)/210時間=57%



プール施設のあり方に
についての検討が必要！

<必要とされるプール数を考慮して集約化>

- ・稼働率を用いて学校の利用状況を可視化、稼働率を基にプールを保持する学校（基幹校）と他校のプールを利用する学校（利用校）をそれぞれ決定。
- ・11校で保有していたプールについて、今後の必要数を5か所と方針決定。
- ・自校プールを廃止して基幹校のプールを利用する学校（利用校）については、基本的に地理的に基幹校に近い学校を選定。

〔集約前〕

平成30年5月時点			
校名	児童数	学級数	建設年
下妻小	590	20	S46 57%
大宝小	226	8	S57 23%
騰波ノ江小	124	6	S44 17%
上妻小	305	12	S44 34%
鶴上小	120	6	S45 17%
豊加美小	144	6	S45 17%
高道相小	205	6	S56 17%
宗道小	311	12	S47 34%
大形小	169	6	S46 17%
下妻中	560	16	- 46%
東部中	355	11	S47 34%
千代川中	244	7	H11 20%
平均	280	10	28%

集約化

★共用化に向けた学校の組合せ

〔集約後〕共同利用の組合せ

基幹校	利用校	稼働率	番号
下妻小	綾上小	74%	1
大宝小	東部中	57%	2
上妻小	騰波ノ江小	68%	3
宗道小	大形小	68%	4
千代川中	下妻中	66%	5
平均		67%	

利用校から
基幹校へは
バスを利用

集約化により30年間で約4.56億円の費用削減！



(出典)学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集(令和2年3月)

129

9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について 関連

130

我が国の教員免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の中等教育は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

①普通免許状
(有効期間10年)

②特別免許状
(有効期間10年)

③臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

○ 授与権者：都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状：全ての都道府県
・特別免許状
・臨時免許状 } 授与を受けた
 } 都道府県内

131

普通免許状

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

[教科に関する科目
教職に関する科目]

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中學部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

③ 専科担任制度

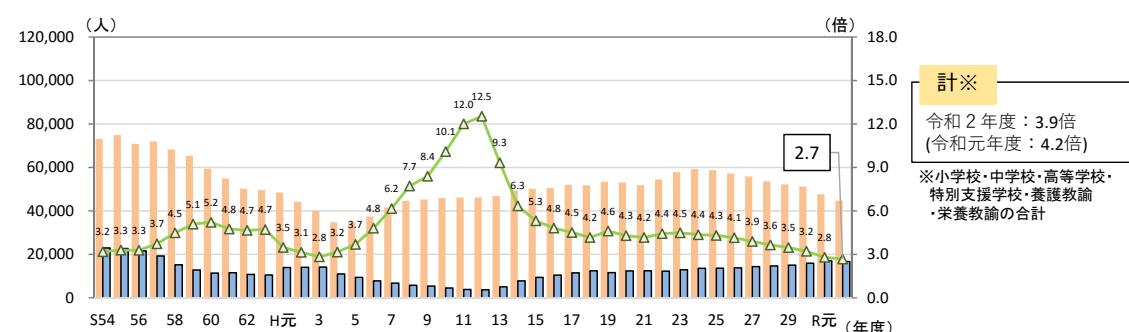
中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。
(例:中学校の理科の教員が、小学校の理科の授業を行う)

高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。
(例:高等学校の情報の教員が、中学校の技術の授業を行う)

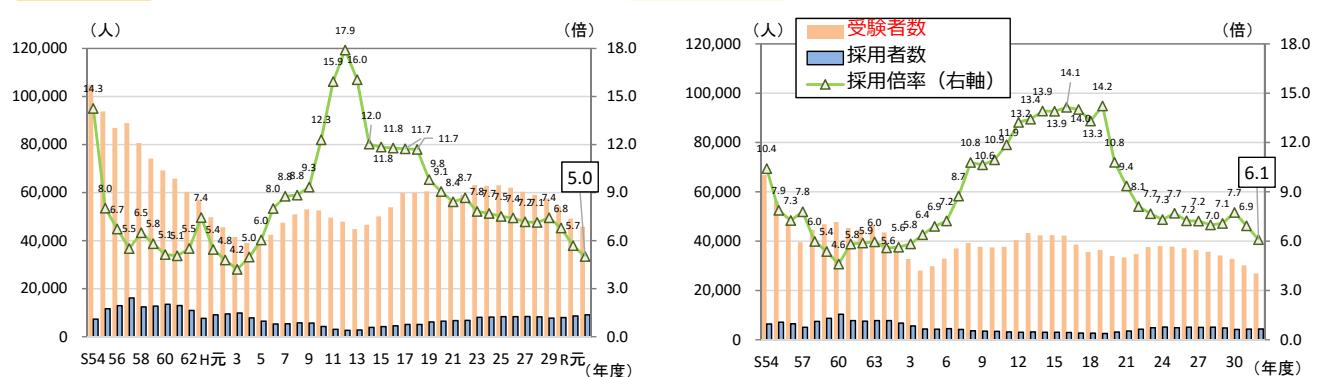
132

公立学校教員の採用選考試験の受験者数・採用者数・採用倍率の推移

公立小学校



公立中学校



出典: 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

133

各県市別の教員採用選考試験の採用倍率

令和2年度公立学校教員採用選考試験(令和元年度実施)の実施状況

「計(※)」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

区分	小学校	中学校	計(※)
北海道	2.1	4.2	3.4
青森県	2.0	6.4	4.6
岩手県	2.7	3.8	3.7
宮城県	2.3	—	3.7
秋田県	2.8	6.1	4.8
山形県	1.8	2.8	2.4
福島県	1.7	4.1	3.4
茨城県	2.1	2.6	2.8
栃木県	2.7	3.6	3.5
群馬県	4.3	3.6	4.7
埼玉県	2.7	5.4	4.1
千葉県	2.1	—	3.0
東京都	—	—	3.4
神奈川県	3.3	6.5	4.7
新潟県	2.5	4.4	3.6
富山県	1.6	—	2.4
石川県	2.6	—	3.6
福井県	2.8	—	3.7
山梨県	1.9	3.5	3.0
長野県	3.2	4.6	3.9
岐阜県	2.2	3.5	3.3
静岡県	2.9	3.9	4.1
愛知県	3.0	5.3	4.2

区分	小学校	中学校	計(※)
三重県	4.0	7.4	5.9
滋賀県	2.8	5.2	4.5
京都府	3.1	4.5	4.5
大阪府	—	—	6.0
兵庫県	5.2	5.5	6.0
奈良県	5.0	4.6	5.3
和歌山県	2.5	4.6	3.7
鳥取県	5.5	5.2	5.4
島根県	2.5	5.0	3.8
岡山県	3.5	5.5	5.0
広島県	1.7	3.2	2.8
山口県	1.8	3.6	3.0
徳島県	3.6	5.0	5.0
香川県	2.9	4.7	4.4
愛媛県	2.2	3.1	3.2
高知県	7.1	9.4	7.4
福岡県	1.6	3.6	3.2
佐賀県	1.4	2.9	2.7
長崎県	1.4	4.1	2.7
熊本県	—	—	4.5
大分県	1.8	3.6	3.2
宮崎県	1.8	5.1	3.8
鹿児島県	2.6	5.3	3.9

区分	小学校	中学校	計(※)
沖縄県	4.3	—	8.1
札幌市	(2.1)	(4.2)	(3.4)
仙台市	3.2	—	4.4
さいたま市	2.4	—	3.5
千葉市	(2.1)	—	(3.0)
横浜市	2.5	5.1	3.3
川崎市	3.2	4.6	3.7
相模原市	3.0	5.2	4.1
新潟市	2.6	—	3.6
静岡市	2.3	3.9	3.0
浜松市	2.9	3.0	3.1
名古屋市	3.4	—	4.5
京都市	3.9	7.2	5.2
大阪市	2.6	4.0	3.7
堺市	—	—	5.2
神戸市	6.1	—	7.1
岡山市	3.2	4.7	3.9
広島市	(1.7)	(3.2)	(2.8)
北九州市	1.5	2.5	2.1
福岡市	3.3	5.0	3.9
熊本市	3.2	6.0	4.2
豊能地区	3.5	6.8	4.6
合計	2.7	5.0	3.9

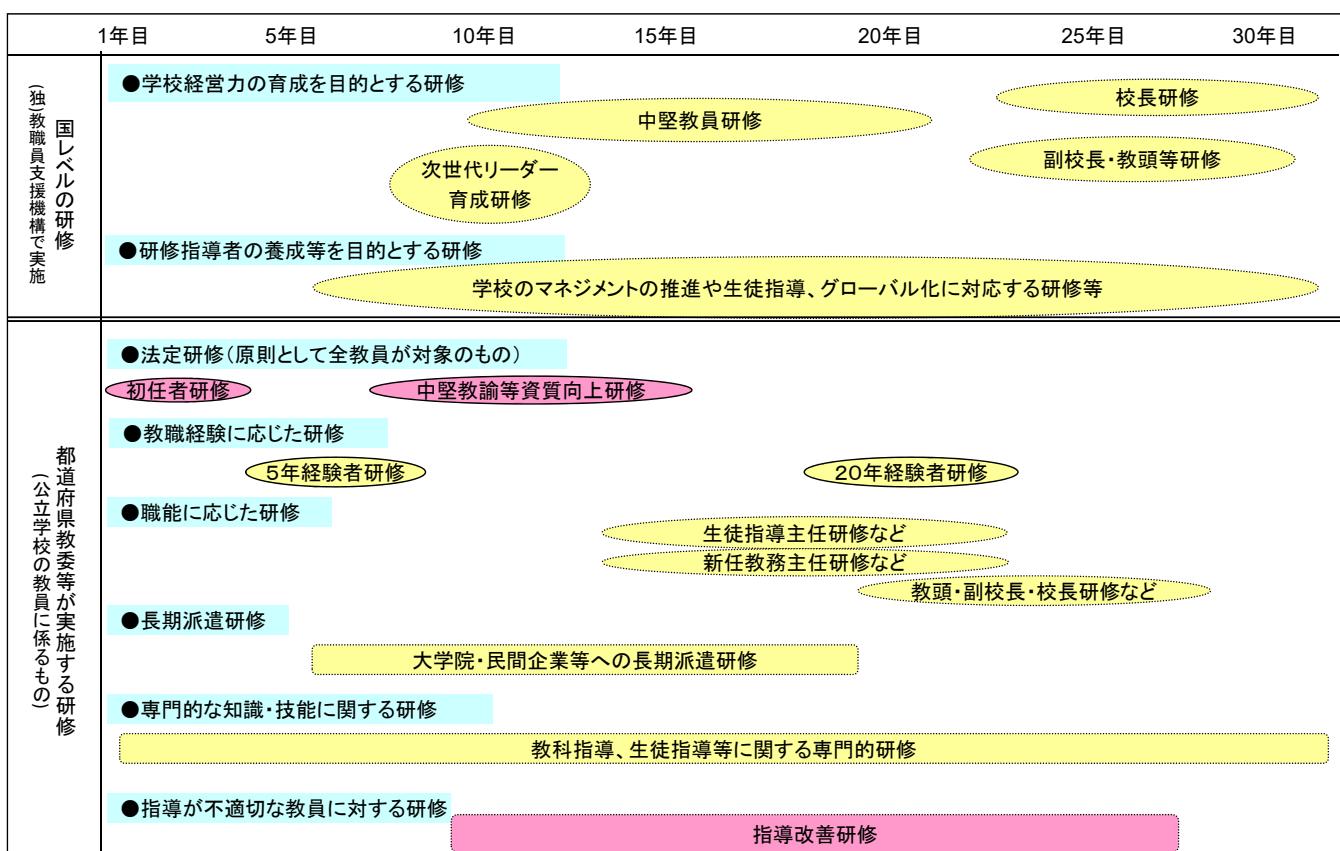
(出典)文部科学省「令和2年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1)小学校・中学校(または中学校・高等学校)の試験区分を(一部)分けずに採用選考を実施している県市については、「—」としている

(注2)都道府県と指定都市で採用選考を合同で実施している指定都市の競争率は、都道府県と同値を()で記載している

134

教員研修の実施体系



135